第６回　今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会
（議事次第）

日時：平成２９年１２月２２日（金）
１３：００～１５：００
場所：厚生労働省　専用第２１会議室
（厚生労働省１７階会議室）

１．　これまでのヒアリング等を踏まえた意見交換

２．　その他

【配付資料】

資料１　　：関係者ヒアリングにおいて関係者及び委員から出された意見等の整理

参考資料１：平成 29 年　障害者雇用状況の集計結果

参考資料２：障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

資料１

関係者ヒアリングにおいて関係者及び委員から出された意見等の整理
（今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会）

今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会は、平成２９年９月に議論を開始し、その後、合計１５の関係者からのヒアリング等及び研究会委員との間での意見交換等を進めてきたところである。また、今後は、本研究会において、障害者雇用促進制度の在り方について、個別の論点に沿って議論を進める予定である。

以下、本研究会における今後の議論の円滑化及び明確化に資する観点から、事務局において、これまで出された「とるべき対応、対応の方向性等」や意見等についての暫定的な整理・集約を行ったものである。

目　　次

○障害者雇用全般について 2

○障害者雇用の質の向上について
（全体的な取組について） 2
（精神障害者等の雇用について） 3
（高齢障害者等の雇用継続について） 4

○多様な働き方の支援について
（テレワーク等の在り方について） 5
（在宅就業支援制度の在り方について） 5

○中小企業における障害者雇用の推進について 6

○福祉・医療・教育等の支援機関等との連携の在り方 7

○障害者雇用納付金制度及び雇用率制度について
（障害者雇用納付金制度について） 7
（障害者雇用率制度について） 8

○その他について 9

○ヒアリング等団体 10

○障害者雇用全般について

・　障害者雇用全体としては近年改善してきているが、多様化する障害特性に対応した就労支援を進める等、障害者雇用の質に着目した取組が必要である。

・　障害者に対する差別感を排除し、障害に関係なく地域社会で共生し、共に働くことが当たり前であるという精神を市民の間で醸成されていくことが、まずは重要である。
　また、障害の有無に関係なく、同様の人材育成の視点にたった雇用管理を行うことが必要であり、障害者雇用を進めることにより企業の得られる効果等にも着目していく必要がある。

・　就労を希望する障害者についても、就職に至る経路は様々であり、また１人ひとりのライフステージ全体を支えていく必要があること等から、労働行政と福祉行政、地域においても労働、福祉、教育、医療等の関係機関が、それぞれ連携していく必要がある。

・　障害者雇用に関して、その課題を把握するため、できる限り詳細な実態調査（例えば、就労定着・離職の状況、より詳細な障害種別、男女別、地域別、派遣労働の現状、福祉的就労の利用者、中小企業の実態等）を実施していく必要がある。

○障害者雇用の質の向上について

（全体的な取組について）

・　障害者雇用において、職域の拡大やキャリア形成の促進等の先進的な事例に取り組んでいる企業の実例を収集・整理し、周知していくとともに、合理的配慮に関する窓口の設置義務や具体的配慮事例等についても、企業（経営者、同僚など全般）・障害者の双方に周知していく必要がある。

・　改正労働契約法（有期雇用契約での雇用期間が５年超となった場合の無期転換に係るルール）についても、障害者や企業に適切に周知していく必要がある。

・　障害者のキャリア形成を促すため、週４０時間勤務や正規雇用契約などに

ついて、雇用率制度上のメリットを付与することが考えられる。

・　障害者の職場定着を進めるためには不本意就労を避けることが大切であり、実習やトライアル雇用等の利用推進が必要である。

・　職場内でのコミュニケーションやキャリアアップがさらに図られるような支援措置の拡充が必要である。また、企業在籍型ジョブコーチの育成支援により、できる限り社内で障害者の雇用管理を行える体制の構築を支援する必要がある。

・　障害者の職場定着を目指す中にあって、現行の助成金が雇い入れ後の短期間の支給に留まっていることから、より長期間の支援を行う仕組みにしていく必要がある。

・　障害者雇用促進制度の本来の趣旨である統合された環境で働くことを促していくためにも、特例子会社から一般の事業所（親会社等）への異動出向を促進することが考えられる。

・　地方部においては、都市部と比較して障害者雇用の実習や就労の機会が少ないことや、通勤のための環境が整備されていない実態等を踏まえた対応が必要である。

（精神障害者等の雇用について）

・　精神障害者については、就労能力や職業適性に関する判断等が困難なことから、統一的に判定できるような支援が必要である。そうした仕組みの構築のために速やかに有識者による検討会を立ち上げることも考えられる。

・　精神障害者に対する定着支援については、様々な主体により、就労支援機関や雇用企業にそれほどの負担感をかけずに安定的に働けるようになる支援ツール等が構築されてきていることから、こうした方法の共有等が必要である。

・　精神障害者の職場定着や雇用管理等の観点から、短時間雇用（週２０時間以上・３０時間未満）の雇用率制度上の対応についても検討が必要である。その際、医師によりフルタイムでの勤務が困難であることの診断を受けた者

に限定するといったことも考えられる。

・　精神障害者や重度の身体障害者等について、一定程度の時間であれば就労可能な者も見られることから、２０時間未満での雇用契約についても何らかの対応を検討する必要がある。その際、雇用率制度上でカウントする方法や、当面は助成金等による支援を行いつつ、雇用率でのカウントについては中期的検討とする対応などが考えられる。

・　精神障害者保健福祉手帳を希望しない精神障害者も多く存在していること等から、手帳を所持していない精神障害者についても雇用率上でカウントすることも考えられる。

・　精神障害者保健福祉手帳を返還した場合も、就労上の課題は一定程度残ることを勘案し、一定期間は雇用率にそのままカウントすることを認めることも考えられる。

（高齢障害者等の雇用継続について）

・　長期雇用継続を図るため、職場定着に一定の取組や効果を生み出している企業に対して雇用率上のメリットや助成金等の措置（助成期間の延長を含む）を講ずる必要がある。

・　加齢により長時間勤務が困難となり、就労形態が短時間になった場合等も、一定の要件の下、以前の働き方による雇用率カウントを維持する等、制度上の配慮をすることで働き続けられる環境を整備する必要がある。

・　高齢障害者の就労継続を支援するために各種福祉サービス利用における柔軟な対応を図るとともに、就労継続支援Ａ型事業所や、福祉就労と一般雇用の中間的な働き方等との連携関係を整備し、希望や体力等に応じて、適正な働き方を選べるようにする必要がある。

・　加齢により雇用継続のための支援が必要な場合に、「できる仕事」の提供に向けた事業主の配慮のあり方や支援者も介在する形での移行支援を推進する必要がある。

・　中途障害の場合などに、事業主による復職訓練等に対する支援のみならず、

当事者が自主的に復職訓練等を受講しやすくするための支援のあり方を検討する必要がある。

〇多様な働き方の支援について

（テレワーク等の在り方について）

・　テレワークを推進するためには、コミュニケーション機器の整備に対する支援や移動支援システム等の構築が必要である。在宅就労を希望する者への能力評価やスキルアップ研修の機会提供も必要である。

・　在宅を含め働いている間は訪問介護サービス等を利用できないことについて、就労中も福祉サービスを併用できるようにする必要がある。また、長期入院中の者も就業できるシステムの構築が必要である。

・　柔軟な働き方を進めるにあたり、ノーマライゼーションの観点等も踏まえ、こうした働き方が望ましいと考えられる障害者の範囲等を議論する必要がある。障害特性等により安易に在宅で働く方向に誘導するのではなく、やむを得ない場合も、社員としての連帯感や同僚のコミュニケーション等の観点から、随時の出社は必要であり、移動支援等の充実も必要である。また、テレワークに係る労働時間管理や労災認定の在り方等も検討が必要である。

（在宅就業支援制度の在り方について）

・　在宅就業支援制度の利用拡大に向けて、現在でも、一定要件の下で施設就労への支援が含まれていることから、「在宅」に限定されているかのような名称を改正することが考えられる。

・　障害者の就労機会の発注機会の拡充に向けて、障害者就労施設への発注額に応じて障害者雇用とみなすことが考えられる。

・　発注を雇用とみなすことは障害者雇用の阻害となるが、発注促進の重要性に鑑み、障害者施設等への発注額の一定割合について、障害者雇用納付金との相殺に充当することも考えられる。

・　自営の障害者について、企業ニーズとのマッチングや営業活動等を支援する必要がある。

〇中小企業における障害者雇用の推進について

・　ジョブコーチ支援等の有用な就労支援策を、全国の中小企業が使えるような体制を整備する必要がある。また、中小企業の場合は特に、経営者層の意思が重要となってくることから、障害者雇用が順調に進んでいる他の企業の見学機会等を設けることも必要である。

・　障害者の雇用以外であっても、実習の受入れや施設外就労の機会等を積極的に提供している中小企業も見られることから、こうした企業に対する新たな評価方法を検討することが考えられる。施設外就労を受け入れた場合に雇用率上のカウントの対象とすることも考えられる。

・　中小企業も障害者雇用に積極的に取り組むよう、全ての障害者雇用義務企業に対して、障害者雇用納付金の納付義務を課すことが考えられる。また、企業間の障害者雇用にかかる負担感を公平に調整するため調整金の額を賃金相当額まで引き上げることも考えられる。

・　常用労働者数１００人以下の企業に対する障害者雇用報奨金について、その支援内容を手厚くしていくことが考えられる。

・　単独の中小企業で障害者雇用を進める難しさもあることから、中小企業が短時間の業務を切り出し合同で障害者の雇用を進める仕組みを創設することが考えられる。

・　障害者雇用のノウハウを有する企業（親会社）が、中小企業（子会社）の障害者雇用を進めるための研修やノウハウの移転等を実施することに対する支援措置を講ずることも考えられる。

・　中小企業の場合には、就業を希望する障害者とのマッチングが困難なケースも見られるので、罰則的な対応ではなく、公共事業入札時の加点評価や税の減免措置等、企業の事業活動上のインセンティブ措置を拡充することで意欲を喚起することも考えられる。

〇福祉・医療・教育等の支援機関等との連携の在り方

・　企業内において、精神障害者等の適切な就労環境を整備するためには、産業医や精神保健福祉士、ジョブコーチの資格を有する者等であって障害者支援を行う者の選任・配置・養成等を義務付けることが有用と考えられる。また、障害者の就労状況に関する情報を企業と支援機関と医療機関が共有できる仕組みの創設・普及を図ることも、定着支援のため必要である。

・　地域の就労支援機関だけでなく、主治医や職場の産業医、リハビリテーション専門職（理学療法士、言語聴覚士、作業療法士）等との連携も推進し、職場の定期的な面談機会等を設けるとともに、その際の意見を実際の雇用管理に反映されるような仕組みや、エルゴノミクスの観点からの職場環境の改善に繋げる仕組み等も必要である。

・　身体障害であっても聴覚障害や視覚障害等の場合に、それぞれ日常生活や就労の際の困難性に異なる特性が多くみられることから、個別の障害ごとに見識のある者を、できる限り、就労支援の専門家として育成するとともに、地域の就労支援機関等に配置する必要がある。

・　障害者雇用企業の雇用管理体制を整備するためには、就労支援機関等に加え、地方自治体や商工会等も一体となった支援も必要である。その際、定着支援の後の退職まで視野に入れたアセスメントを行うことが望ましい。

・　適切なキャリア形成を図るため、就労支援機関においては、高等教育機関とも積極的に連携関係を構築する必要がある。また、特別支援学校についても、福祉的就労の支援機関を経ずに就職する者が増えていることから、特別支援学校と支援機関の連携も積極的に実施する必要がある。

・　就労支援機関ごとに対応力に差があることから、その差を解消するための研修の受講等を積極的に支援する必要がある。また対応力だけでなく、支援機関が連携して、支援者のケアを行うような体制も構築する必要がある。

〇障害者雇用納付金制度及び雇用率制度について

（障害者雇用納付金制度について）

・　障害者雇用への取組を促すため、法定雇用率未達成の企業が納付すべき障害者雇用納付金の額を大幅に増額し、経済的ディスインセンティブを明確に

することが考えられる。

・　障害者雇用納付金の額について、少なくとも最低賃金で就労した場合の月額賃金分にすることが考えられる。

・　法定雇用率を超えて雇用されている障害者数に応じて支給額にメリハリをつけることが考えられる。

・　法定雇用率未達成企業に課している障害者雇用納付金の額についても、法定雇用率に近づいている企業は減額（雇用していない企業は増額）するなどの段階的設定を講ずることが考えられる。

・　障害者雇用調整金よりも、使徒の明確な助成金を優先すべきである。こうした点も踏まえ、調整金の額の引き下げや、支給期間と支給対象者数の上限を設定することが考えられる。

・　障害者雇用における合理的配慮等の対応や、キャリア形成の実績等を、企業の納付する障害者雇用納付金の額に反映させることが考えられる。

・　就労継続支援Ａ型については、障害福祉報酬と労働政策の双方から支援措置が講じられているが、その利用者については、通常の一般雇用とは異なることから、調整金・報奨金の対象から除外することが考えられる。

（障害者雇用率制度について）

・　雇用率の算定に当たって就労の充実度や長期雇用継続の状況等も勘案する等、雇用の質にも着目した方法で雇用率の算定を行うことが考えられる。

・　多様な就業形態を実現するため、派遣されている障害者について、派遣先企業の雇用率算定に入れることが考えられる。

・　法定雇用率が急激に引き上げられていくことで、障害者雇用に対する意欲を削がれるようなことのないようにすることが必要である。

・　雇用率について、現行制度では機械的に引き上げられることとなっているものの、企業等への影響が大きいことから、達成企業割合に一定の要件を課す等、柔軟な調整を認める必要がある。

・　法定雇用率の検討の際に用いる失業者の定義などを含め、具体的に示す必

要がある。

・　法定雇用率の検討に当たり、就労継続支援Ａ型事業所の利用者については一般雇用とは異なることから、その分子の数値から除外することが考えられる。

・　グループ算定のみを目的に特例子会社を創設している企業がいることを踏まえ、グループ算定に当たっての特例子会社の要件を緩和することが考えられる。

・　除外率については、現行の障害者雇用促進法の規定を踏まえ順次引き下げを実施していくべきとの考えが示される一方で、硬直的に進めることは雇用意欲維持の観点から慎重さが必要との意見も示された。

〇その他について

・　雇用対策の支援対象となる範囲について、従来の枠組みによる厳格な対応ではなく、就労困難性に着目した新たな枠組みも必要である。いわゆる障害特性以外の背景により就労困難性を抱える者への支援にもつながるものと考えられる。

・　難病患者についても福祉サービスと雇用政策が一体となって支援を受けられるよう、障害者手帳等と同等の効力を有する証明書を発行することが考えられる。また、難病患者等が働き続ける上で、障害者雇用率制度の対象に追加するとともに、通院やリハビリなどのための病気休暇制度等の充実が必要である。

・　公務員の障害者雇用への配慮を進めるためにも、財源を確保し、支援機器の導入やジョブコーチの配置等、民間企業と同様のサービスを受けられるようにする必要がある。また、公務部門においても精神障害や知的障害等の障害者の雇用を促進する必要がある。

○ヒアリング等団体

（第２回研究会）
- 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会
- 一般社団法人日本発達障害ネットワーク
- 特定非営利法人全国就業支援ネットワーク

（第３回研究会）
- 全国手をつなぐ育成会連合会
- 社会福祉法人日本盲人会連合
- 全国就労移行支援事業所連絡協議会
- 公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会

（第４回研究会）
- 一般社団法人日本難病・疾病団体協議会
- 特定非営利法人就労継続支援Ａ型事業所全国協議会

（第５回研究会）
- 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
- 一般社団法人障害者雇用企業支援協会
- 一般社団法人日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 日本労働組合総連合会
- 一般財団法人全日本ろうあ連盟

参考資料１

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

平成 29 年 12 月 12 日
【照会先】
職業安定局
雇用開発部 障害者雇用対策課
課　　長　中村　裕一郎
主任障害者雇用専門官　新田　峰雄
課　長　補　佐　杉原　慶
（代表電話）03-5253-1111（内線）5857、5789
（直通電話）03-3502-6775

平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 29 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年６月１日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 2.0%）
○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。
・雇用障害者数は 49 万 5,795.0 人、対前年 4.5%（2 万 1,421.0 人）増加
・実雇用率 1.97%、対前年比 0.05 ポイント上昇
○法定雇用率達成企業の割合は 50.0%（対前年比 1.2 ポイント上昇）

＜公的機関＞（同 2.3%、都道府県などの教育委員会は 2.2%）※（　）は前年の値
○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。
・　国　　：雇用障害者数 7,593.0 人（7,436.0 人）、実雇用率 2.50%（2.45%）
・都道府県：雇用障害者数 8,633.0 人（8,474.0 人）、実雇用率 2.65%（2.61%）
・市　町　村：雇用障害者数 2 万 6,412.0 人（2 万 6,139.5 人）、実雇用率 2.44%（2.43%）
・教育委員会：雇用障害者数 1 万 4,644.0 人（1 万 4,448.5 人）、実雇用率 2.22%（2.18%）

＜独立行政法人など＞（同 2.3%）※（　）は前年の値
○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。
・雇用障害者数 1 万 276.5 人（9,927.0 人）、実雇用率 2.40%（2.36%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1　民間企業における雇用状況

○　雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

・　民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は 495,795.0人で、前年より4.5%（21,421.0人）増加し、14年連続で過去最高となった。

・　雇用者のうち、身体障害者は 333,454.0人（対前年比1.8%増）、知的障害者は112,293.5人（同7.2%増）、精神障害者は50,047.5人（同19.1%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。

・　実雇用率は、６年連続で過去最高の1.97%（前年は1.92%）、法定雇用率達成企業の割合は50.0%（同48.8%）であった。

〔総括表１、グラフ(1)、詳細表１(1)・(4)〕

○　企業規模別の状況

・　企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100人未満規模企業で45,689.5人（前年は43,503.0人）、100～300人未満で99,028.0人（同93,480.0人）、300～500人未満で44,482.0人（同43,378.0人）、500～1,000人未満で58,912.0人（同57,069.5人）、1,000人以上で247,683.5人（同236,943.5人）と、全ての企業規模で前年より増加した。

・　実雇用率は、50～100人未満で1.60%（前年は1.55%）、100～300人未満で1.81%（同1.74%）、300～500人未満で1.82%（同1.82%）、500～1,000人未満で1.97%（同1.93%）、1,000人以上で2.16%（同2.12%）となった。

　なお、民間企業全体の実雇用率1.97%（同1.92%）と比較すると、500～1,000人未満及び1,000人以上規模企業が実雇用率以上となっている。

・　法定雇用率達成企業の割合は、50～100人未満が46.5%（前年は45.7%）、100～300人未満が54.1%（同52.2%）、300～500人未満が45.8%（同44.8%）、500～1,000人未満が48.6%（同48.1%）、1,000人以上が62.0%（同58.9%）となり、全ての規模の区分で前年より増加した。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表１(2)〕

○　産業別の状況

・　産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農,林,漁業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。

・　産業別の実雇用率では、「医療,福祉」(2.50%)、「生活関連サービス業,娯楽業」（2.15%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.11%）、「農,林,漁業」（2.04%）、「運輸業,郵便業」(2.04%)、「製造業」（2.02%）が法定雇用率を上回っている。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表１(3)〕

○　法定雇用率未達成企業の状況

・　平成29年の法定雇用率未達成企業は45,471社。そのうち、不足数が0.5人または１人である企業（１人不足企業）が、67.3％と過半数を占めている。

・　また、障害者を１人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は26,692社であり、未達成企業に占める割合は、58.7％となっている。

〔詳細表１(5)〕

○　特例子会社の状況

・　平成29年６月１日現在で特例子会社（※）の認定を受けている企業は464社（前年より16社増）で、雇用されている障害者の数は、29,769.0人であった。

・　雇用者のうち、身体障害者は10,699.5人、知的障害者は15,402.0人、精神障害者は3,667.5人であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

〔詳細表１(7)〕

２　公的機関における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.3％）

国の機関に在職している障害者の数は7,593.0人で、前年より2.1％（157.0人）増加しており、実雇用率は2.50％と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

国の機関は42機関中41機関で達成。

〔総括表２(1)、詳細表２(1)、４(1)〕

【未達成機関】

個人情報保護委員会

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.3％）

都道府県の機関に在職している障害者の数は8,633.0人で、前年より1.9％（159.0人）増加しており、実雇用率は2.65％と、前年に比べ0.04ポイント上昇した。

知事部局は47機関全てが達成、知事部局以外は109機関中105機関が達成。

【未達成機関】

（知事部局）

なし

（その他）

岩手県警察本部、大阪府議会事務局（※）、愛媛県警察本部（※）、長崎県交通局

※大阪府議会事務局は、11月17日現在において大阪府知事部局と特例認定を受けている。

※愛媛県警察本部は、11月１日現在において実雇用率2.73％、不足数０人で達成。

〔総括表２(2)、詳細表２(2)、４(2)・(3)〕

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.3％）

市町村の機関に在職している障害者の数は26,412.0人で、前年より1.0％（272.5

人）増加しており、実雇用率は2.44％と、前年に比べ0.01ポイント上昇した。
2,319機関中2,046機関が達成。

〔総括表２(3)、詳細表２(3)〕

⑷ 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.2％）

都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は14,644.0人で、前年より1.4％（195.5人）増加しており、実雇用率は2.22％（都道府県教育委員会は2.23％、市町村教育委員会は2.14％）と、前年に比べ0.04ポイント上昇した。

都道府県教育委員会は47機関中37機関が達成、市町村教育委員会は75機関中66機関が達成。

【未達成の都道府県教育委員会】

北海道、青森、宮城（※）、福島、茨城（※）、長野、京都、兵庫（※）、和歌山、広島の教育委員会

※宮城県教育委員会は、８月７日現在において実雇用率2.20％、不足数０人で達成。

※茨城県教育委員会は、10月１日現在において実雇用率2.33％、不足数０人で達成。

※兵庫県教育委員会は、12月１日現在において実雇用率2.20％、不足数０人で達成。

〔総括表２(4)、詳細表２(4)、４(4)〕

３　独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等(法定雇用率2.3％)に雇用されている障害者の数は10,276.5人で、前年より3.5％（349.5人）増加しており、実雇用率は2.40％と、前年に比べ0.04ポイント上昇した。

独立行政法人等（国立大学法人等を除く）は90法人中78法人が達成、国立大学法人等は90法人中69法人が達成、地方独立行政法人等は157法人中117法人が達成。

〔総括表３、詳細表３、４(5)〕

総括表

平成29年6月1日現在における障害者の雇用状況

1　民間企業における雇用状況（法定雇用率2．0％）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合
民間企業	25,204,720.0 人	495,795.0 人	1.97 %	45,553 / 91,024	50.0 %
		[406,981 人]			
	(24,650,200.5 人)	(474,374.0 人)	(1.92 %)	(43,569 / 89,359)	(48.8 %)

※[ ]内は実人員。以下同じ。

2　国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2．3％)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	303,844.5 人	7,593.0 人	2.50 %	41 / 42	97.6 %
		[6,733 人]			
	(303,672.0 人)	(7,436.0 人)	(2.45 %)	(41 / 42)	(97.6 %)
行政機関	275,449.0 人	6,867.5 人	2.49 %	32 / 33	97.0 %
		[6,086 人]			
	(275,271.5 人)	(6,682.5 人)	(2.43 %)	(32 / 33)	(97.0 %)
立法機関	3,580.5 人	84.5 人	2.36 %	5 / 5	100.0 %
		[72 人]			
	(3,579.0 人)	(84.5 人)	(2.36 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	24,815.0 人	641.0 人	2.58 %	4 / 4	100.0 %
		[575 人]			
	(24,821.5 人)	(669.0 人)	(2.70 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2．3％）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	325,174.0 人	8,633.0 人	2.65 %	152 / 156	97.4 %
		[6,610]			
	(324,593.5 人)	(8,474.0 人)	(2.61 %)	(150 / 155)	(96.8 %)
都道府県知事部局	256,269.5 人	6,880.0 人	2.68 %	47 / 47	100.0 %
		[5,168 人]			
	(256,431.0 人)	(6,767.0 人)	(2.64 %)	(47 / 47)	(100.0 %)
その他の都道府県機関	68,904.5 人	1,753.0 人	2.54 %	105 / 109	96.3 %
		[1,442 人]			
	(68,162.5 人)	(1,707.0 人)	(2.50 %)	(103 / 108)	(95.4 %)

※その他の都道府県機関のうち未達成であった機関のうちの2機関は、公表日時点で達成済み。

グラフ
民間企業における障害者の雇用状況

(1)実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

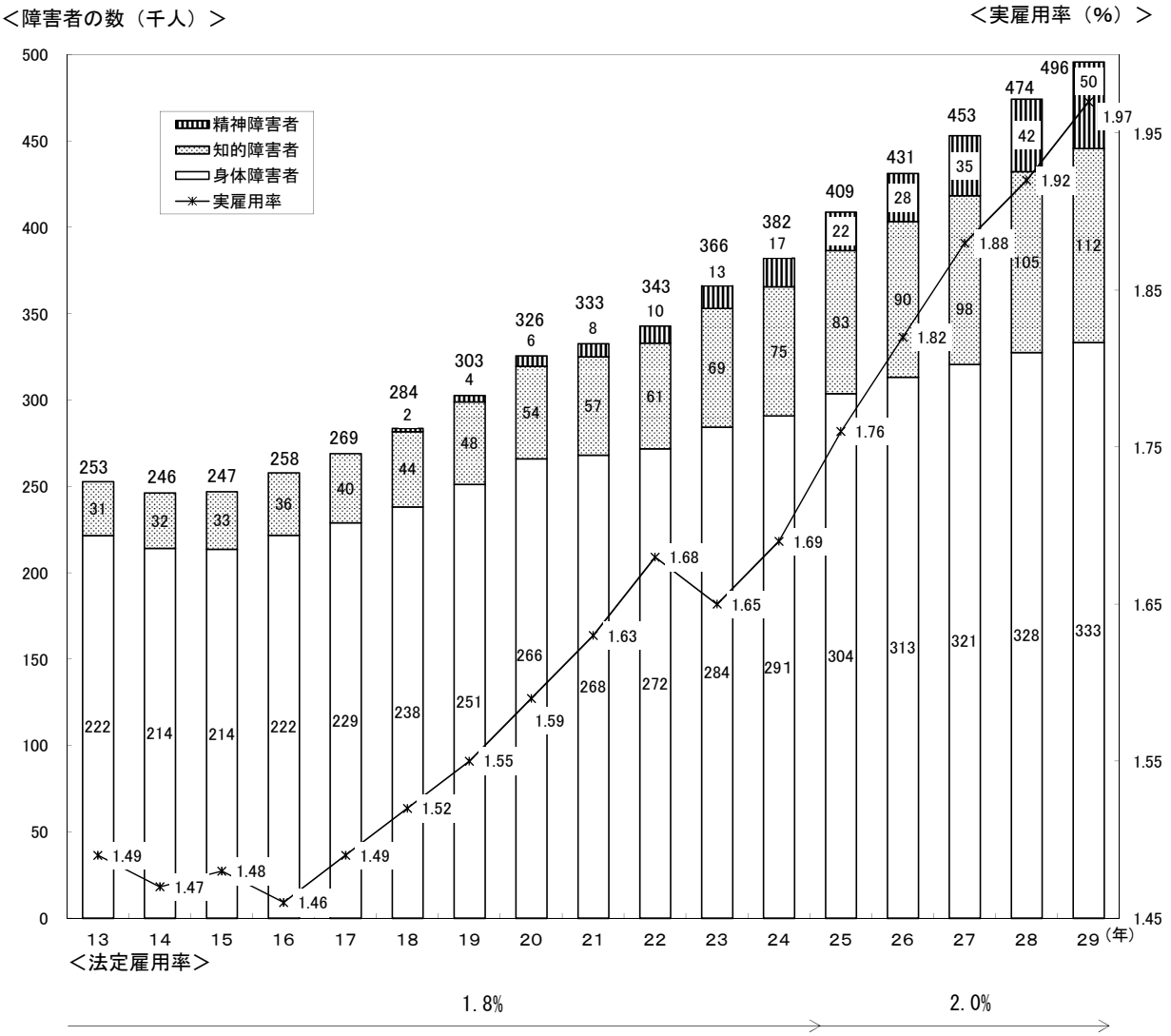

注１：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模の企業）についての集計である。

注２：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成１７年まで
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

平成１８年以降
平成２２年まで
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成２３年以降
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者
- （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降は2.0%となっている。

(2) 企業規模別実雇用率

各年６月１日現在

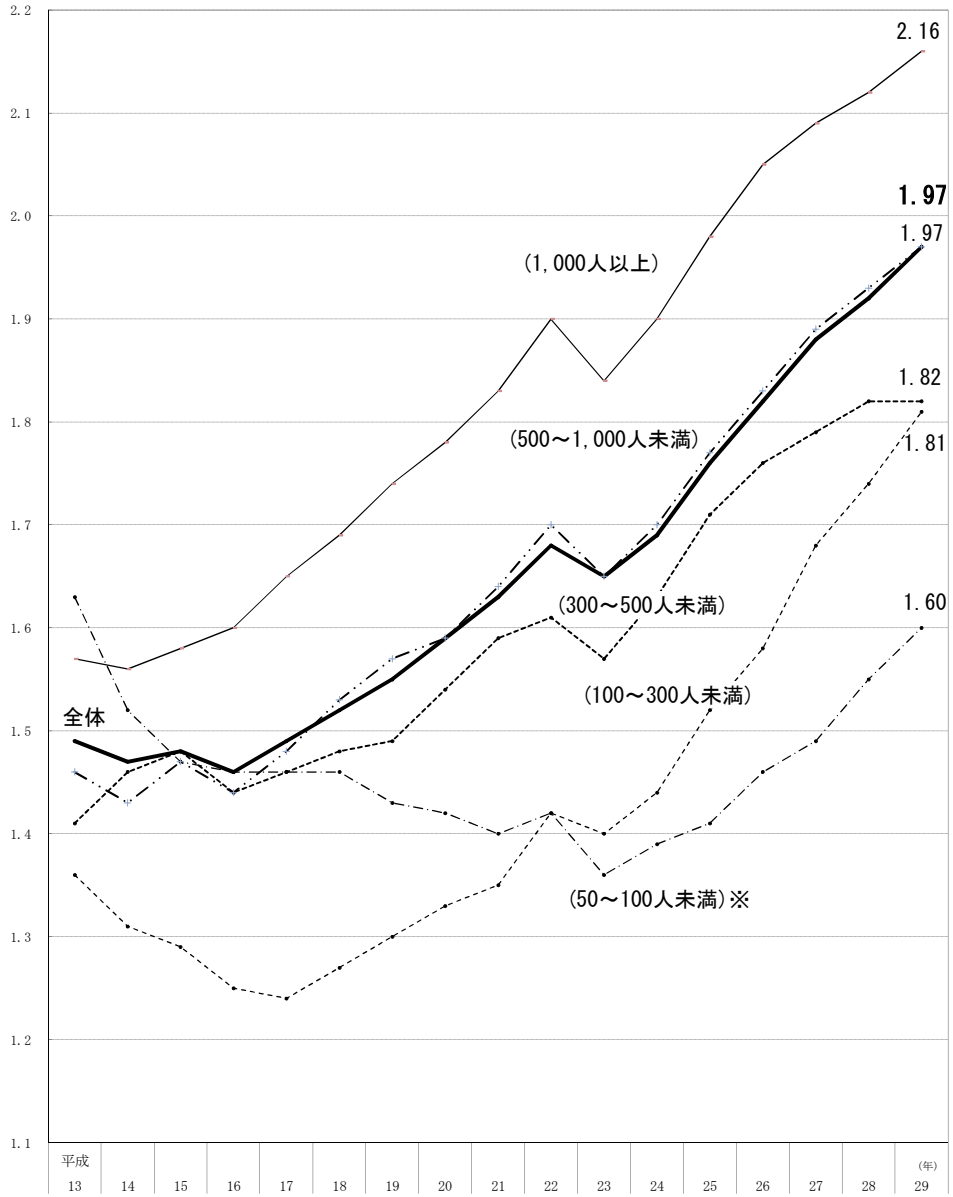

※24年までは56～100人未満

(3) 企業規模別達成企業割合

各年６月１日現在

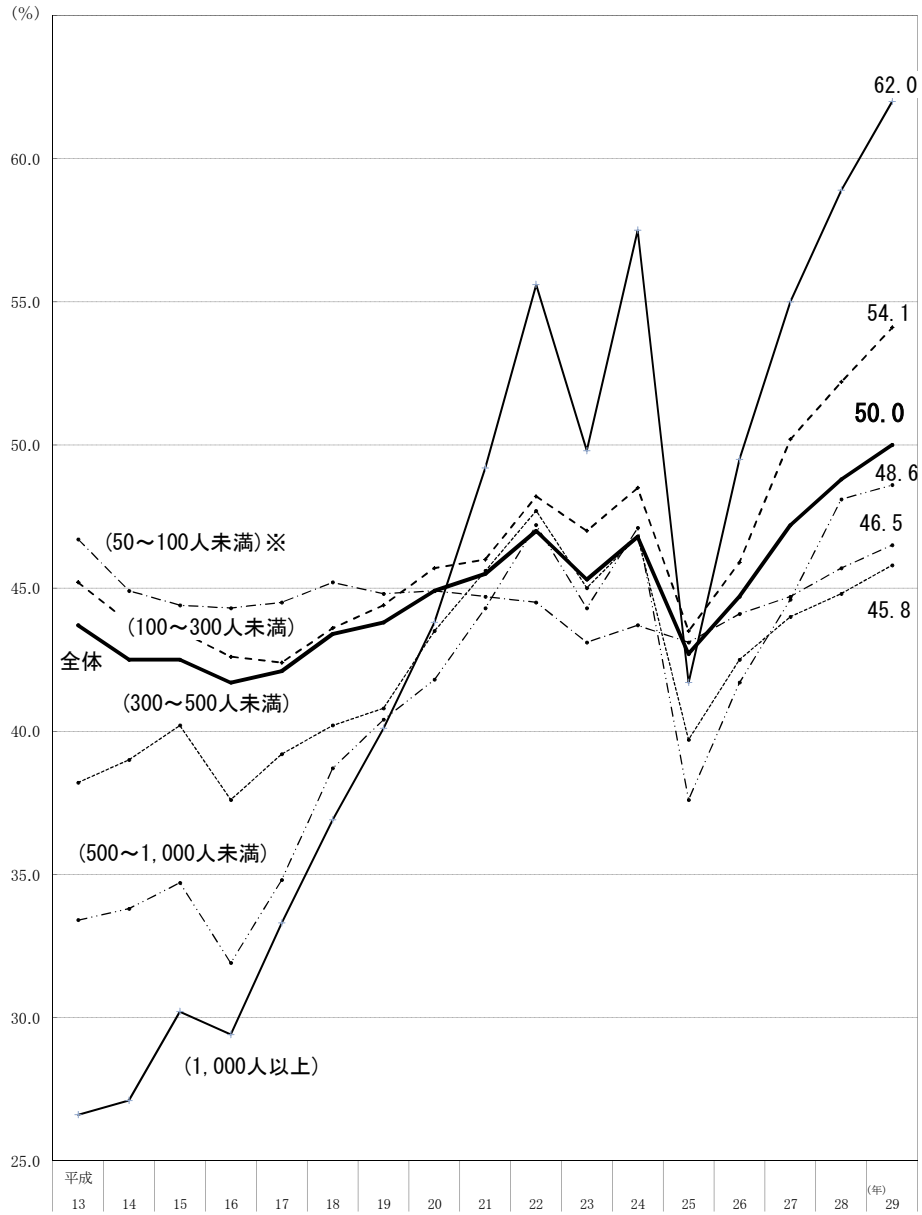

※24年までは56～100人未満

(4)産業別実雇用率

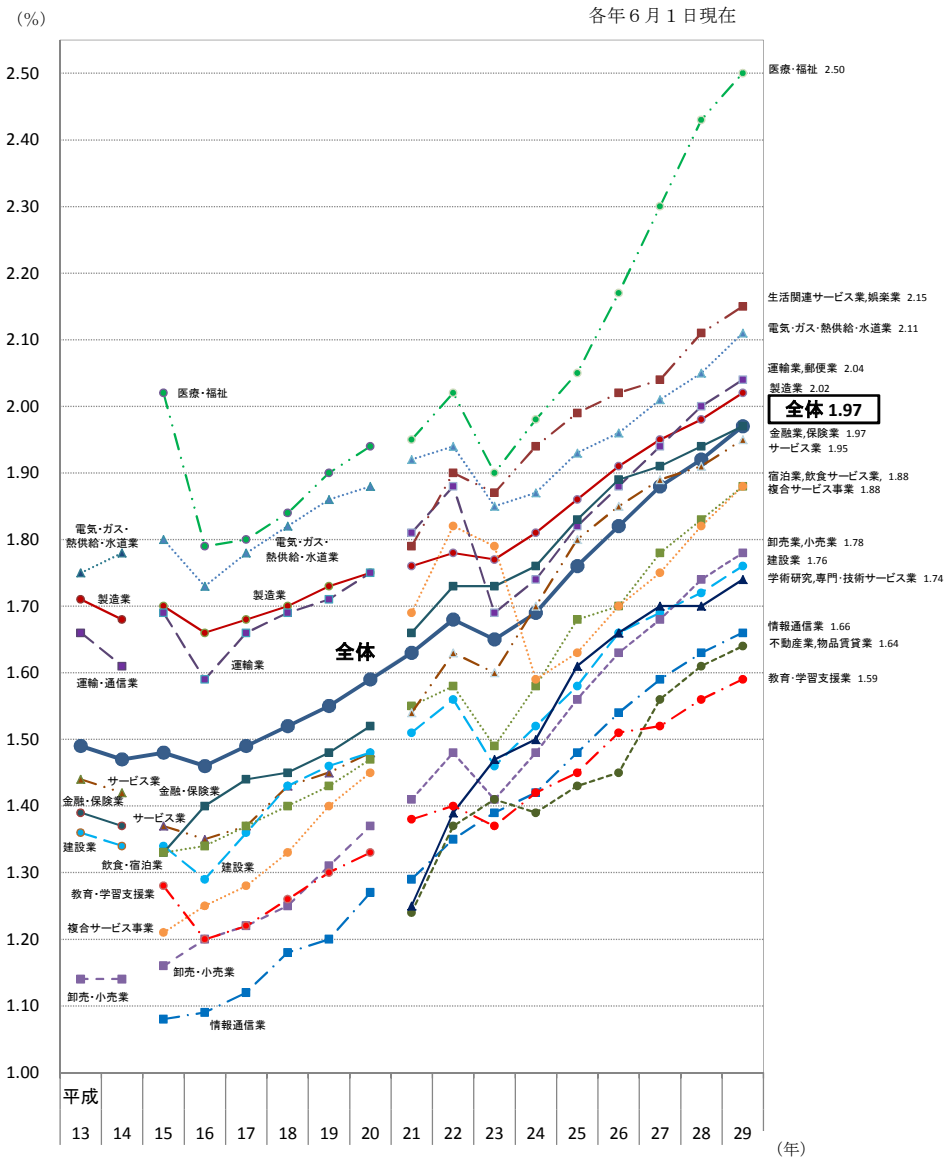

(5)産業別達成企業割合

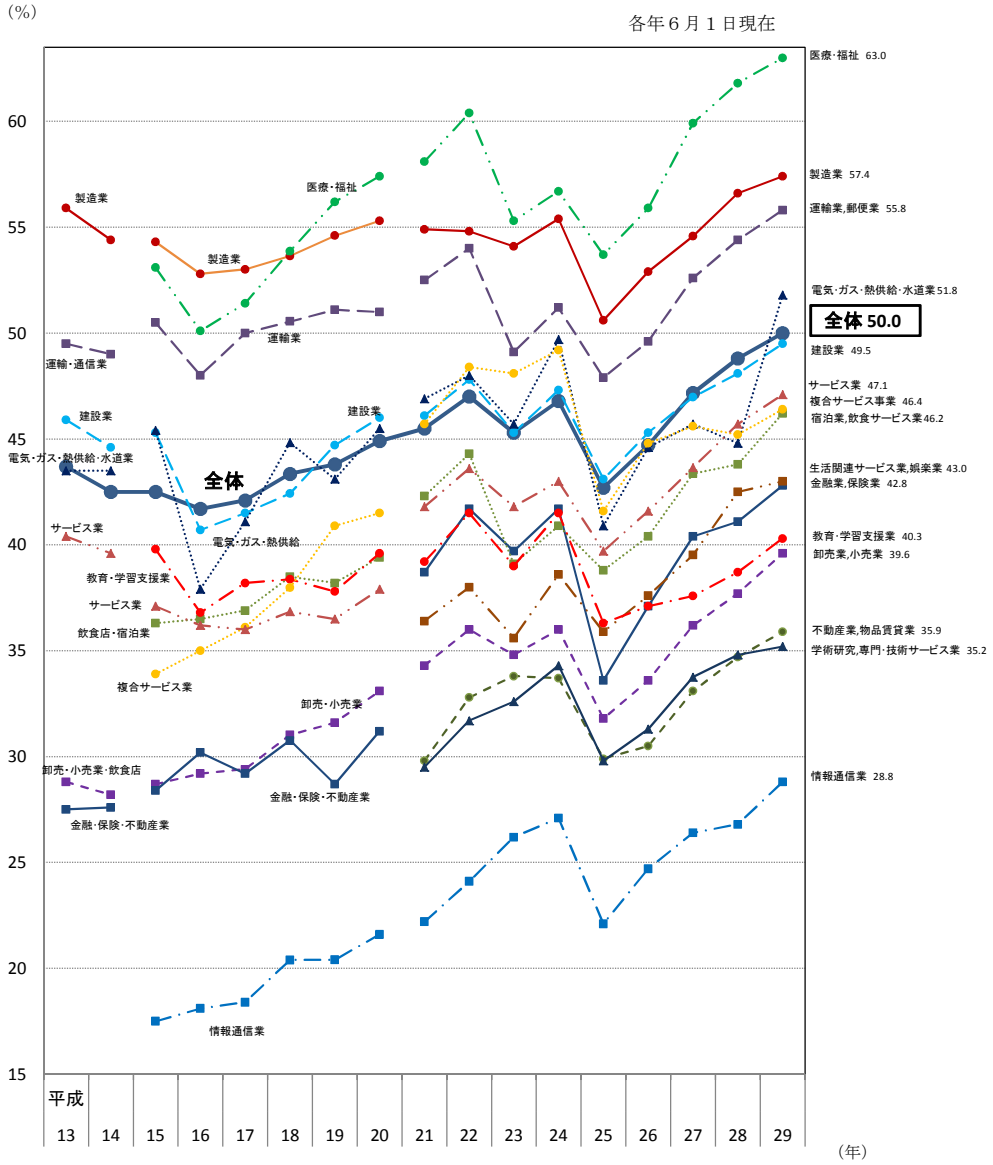

注１　グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。
　２　平成15年及び平成21年より産業分類が変更になっている。

注（4)の図と同じ。

◎　法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○　民間企業　……
- 一般の民間企業　……　２．０％
  （50人以上規模の企業）
- 特殊法人等　……　２．３％
  （労働者数43.5人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等）

○　国、地方公共団体　……　２．３％
（43.5人以上規模の機関）

○　都道府県等の教育委員会　……　２．２％
（45.5人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって１人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※　特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者については、その１人の雇用をもって、２人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満の労働者）については、１人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎　障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。

障害者雇用状況報告
（毎年６月１日の状況）

（障害者雇用促進法 第43条第７項）

↓

障害者雇入れ計画作成命令
（２年計画）

翌年１月を始期とする２年間の計画（※）を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出
（同法第46条第１項）

↓

障害者雇入れ計画の適正実施勧告

計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画１年目12月）
（同法第46条第６項）

↓

特　別　指　導

雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施（計画期間終了後に９か月間）

↓

企 業 名 の 公 表

（同法第47条）

不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

○　平成28年度の実績
　＊「障害者雇入れ計画作成命令」の発出　263社
　＊　障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」　84社
　＊「特別指導」の実施　52社

○　障害者雇入れ計画を実施中の企業　421社（28年度）

○　企業名の公表
　18年度　２社、19年度　１社（再公表）、20年度　４社、
　21年度　７社（うち１社は再公表）、22年度　６社（うち２社は再公表）
　23年度　３社（うち１社は再公表）、24年度　０社、25年度　０社、
　26年度　８社、27年度　０社、28年度　２社

※平成24年１月１日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は３年間から２年間に短縮している。

詳細表

1　民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E.　計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
民間企業	企業 91,024 (89,359)	人 25,204,720.0 (24,650,200.5)	人 112,860 (109,765)	人 14,842 (14,283)	人 231,187 (218,564)	人 48,092 (43,994)	人 495,795.0 (474,374.0)	人 50,940.0 (49,330.5)	% 1.97 (1.92)	企業 45,553 (43,569)	% 50.0 (48.8)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b.　重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.　計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b.　重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.　計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e.　計 c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 495,795.0 (474,374.0)	人 94,234 (92,058)	人 10,821 (10,460)	人 126,584 (125,633)	人 15,162 (14,782)	人 333,454.0 (327,600.0)	人 26,413.5 (26,735.5)	人 18,626 (17,707)	人 4,021 (3,823)	人 63,181 (58,231)	人 15,679 (14,556)	人 112,293.5 (104,746.0)	人 12,739.0 (12,236.0)	人 41,422 (34,700)	人 17,251 (14,656)	人 50,047.5 (42,028.0)	人 11,787.5 (10,359.0)

〔1(1)①表の注〕

注1　②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2　③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3　A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4　F欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5　（　）内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔1(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 （　）内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
規模計	企業 91,024 (89,359)	人 25,204,720.0 (24,650,200.5)	人 112,860 (109,765)	人 14,842 (14,283)	人 231,187 (218,564)	人 48,092 (43,994)	人 495,795.0 (474,374.0)	人 50,940.0 (49,330.5)	% 1.97 (1.92)	企業 45,553 (43,569)	% 50.0 (48.8)
50～100人未満	企業 40,842 (40,149)	人 2,850,910.0 (2,805,530.0)	人 8,717 (8,652)	人 2,466 (2,170)	人 21,274 (20,382)	人 9,031 (7,294)	人 45,689.5 (43,503.0)	人 5,306.5 (4,930.5)	% 1.60 (1.55)	企業 18,983 (18,347)	% 46.5 (45.7)
100～300人未満	35,359 (34,681)	5,463,540.5 (5,363,032.0)	20,523 (19,743)	4,202 (3,803)	47,247 (44,633)	13,066 (11,116)	99,028.0 (93,480.0)	12,183.5 (11,584.5)	1.81 (1.74)	19,112 (18,105)	54.1 (52.2)
300～500人未満	6,881 (6,712)	2,437,935.5 (2,377,566.0)	9,867 (9,703)	1,499 (1,537)	21,096 (20,166)	4,306 (4,538)	44,482.0 (43,378.0)	4,504.0 (4,672.5)	1.82 (1.82)	3,154 (3,007)	45.8 (44.8)
500～1000人未満	4,639 (4,585)	2,988,052.5 (2,951,625.0)	13,615 (13,391)	1,676 (1,565)	27,385 (26,495)	5,242 (4,455)	58,912.0 (57,069.5)	6,166.0 (6,056.0)	1.97 (1.93)	2,256 (2,207)	48.6 (48.1)
1,000人以上	3,303 (3,232)	11,464,281.5 (11,152,447.5)	60,138 (58,276)	4,999 (5,208)	114,185 (106,888)	16,447 (16,591)	247,683.5 (236,943.5)	22,780.0 (22,087.0)	2.16 (2.12)	2,048 (1,903)	62.0 (58.9)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	人 495,795.0 (474,374.0)	人 94,234 (92,058)	人 10,821 (10,460)	人 126,584 (125,633)	人 15,162 (14,782)	人 333,454.0 (327,600.0)	人 26,413.5 (26,735.5)	人 18,626 (17,707)	人 4,021 (3,823)	人 63,181 (58,231)	人 15,679 (14,556)	人 112,293.5 (104,746.0)	人 12,739.0 (12,236.0)	人 41,422 (34,700)	人 17,251 (14,656)	人 50,047.5 (42,028.0)	人 11,787.5 (10,359.0)
50～100人未満	45,689.5 (43,503.0)	6,672 (6,541)	1,601 (1,391)	12,112 (11,995)	2,209 (1,950)	28,161.5 (27,443.0)		2,045 (2,111)	865 (779)	6,118 (5,801)	2,943 (2,488)	12,544.5 (12,046.0)		3,044 (2,586)	3,879 (2,856)	4,983.5 (4,014.0)	
100～300人未満	99,028.0 (93,480.0)	17,045 (16,416)	3,024 (2,727)	26,974 (26,635)	4,200 (3,869)	66,188.0 (64,128.5)		3,478 (3,327)	1,178 (1,076)	12,579 (11,530)	4,308 (3,652)	22,867.0 (21,086.0)		7,694 (6,468)	4,558 (3,595)	9,973.0 (8,265.5)	
300～500人未満	44,482.0 (43,378.0)	8,430 (8,291)	1,074 (1,111)	11,991 (11,908)	1,521 (1,524)	30,685.5 (30,363.0)		1,437 (1,412)	425 (426)	5,379 (5,056)	1,412 (1,489)	9,384.0 (9,050.5)		3,726 (3,202)	1,373 (1,525)	4,412.5 (3,964.5)	
500～1000人未満	58,912.0 (57,069.5)	11,822 (11,714)	1,297 (1,171)	15,150 (15,251)	1,785 (1,666)	40,983.5 (40,683.0)		1,793 (1,677)	379 (394)	6,986 (6,586)	1,558 (1,391)	11,730.0 (11,029.5)		5,249 (4,658)	1,899 (1,398)	6,198.5 (5,357.0)	
1,000以上	247,683.5 (236,943.5)	50,265 (49,096)	3,825 (4,060)	60,357 (59,844)	5,447 (5,773)	167,435.5 (164,982.5)		9,873 (9,180)	1,174 (1,148)	32,119 (29,258)	5,458 (5,536)	55,768.0 (51,534.0)		21,709 (17,786)	5,542 (5,282)	24,480.0 (20,427.0)	

注 1(1)②表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	495,795.0 (474,374.0)	94,234 (92,058)	10,821 (10,460)	126,584 (125,633)	15,162 (14,782)	333,454.0 (327,600.0)	26,413.5 (26,735.5)	18,626 (17,707)	4,021 (3,823)	63,181 (58,231)	15,679 (14,556)	112,293.5 (104,746.0)	12,739.0 (12,236.0)	41,422 (34,700)	17,251 (14,656)	50,047.5 (42,028.0)	11,787.5 (10,359.0)
	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人		人	人	人	
農、林、漁業	737.5 (759.5)	91 (101)	11 (8)	212 (223)	34 (17)	422.0 (441.5)		30 (52)	5 (4)	144 (156)	85 (20)	251.5 (274.0)		48 (36	32 (16)	64.0 (44.0)	
鉱業,採石業,砂利採取業	189.0 (179.5)	48 (41)	1 (0)	84 (91)	4 (2)	183.0 (174.0)		1 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	2.0 (3.0)		4 (2	0 (1)	4.0 (2.5)	
建設業	13,065.5 (12,345.0)	3,467 (3,279)	133 (136)	4,270 (4,200)	142 (146)	11,408.0 (10,967.0)		119 (102)	11 (8)	383 (350)	30 (22)	647.0 (573.0)		969 (767	83 (76)	1,010.5 (805.0)	
製造業	137,376.5 (133,220.0)	29,702 (29,258)	1,158 (1,105)	36,630 (36,737)	1,508 (1,497)	97,946.0 (97,106.5)		5,446 (5,177)	385 (388)	18,360 (17,128)	1,099 (1,016)	30,186.5 (28,378.0)		8,768 (7,357	952 (757)	9,244.0 (7,735.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	4,478.5 (4,403.0)	1,140 (1,133)	29 (24)	1,674 (1,673)	28 (33)	3,997.0 (3,979.5)		55 (47)	1 (1)	175 (164)	3 (1)	287.5 (259.5)		188 (158	12 (12)	194.0 (164.0)	
情報通信業	23,873.0 (23,151.0)	6,229 (6,172)	244 (233)	6,330 (6,373)	179 (194)	19,121.5 (19,047.0)		334 (309)	11 (9)	651 (621)	32 (26)	1,346.0 (1,261.0)		3,284 (2,732	243 (222)	3,405.5 (2,843.0)	
運輸業,郵便業	31,252.5 (29,993.0)	5,860 (5,756)	616 (607)	10,177 (9,998)	959 (981)	22,992.5 (22,607.5)		939 (868)	172 (168)	3,539 (3,137)	486 (524)	5,832.0 (5,303.0)		2,167 (1,833	522 (499)	2,428.0 (2,082.5)	
卸売業,小売業	74,829.5 (72,195.0)	11,847 (11,614)	2,117 (2,168)	16,044 (16,018)	3,144 (3,313)	43,427.0 (43,070.5)		2,956 (2,905)	758 (724)	13,781 (12,899)	3,670 (3,690)	22,286.0 (21,278.0)		7,182 (6,037	3,869 (3,619)	9,116.5 (7,846.5)	
金融業,保険業	23,566.5 (23,266.5)	6,059 (6,009)	244 (255)	8,266 (8,451)	332 (365)	20,794.0 (20,906.5)		222 (204)	9 (5)	644 (573)	17 (16)	1,105.5 (994.0)		1,624 (1,321	86 (90)	1,667.0 (1,366.0)	
不動産業,物品賃貸業	7,018.0 (6,605.5)	1,401 (1,334)	179 (155)	1,961 (1,907)	185 (199)	5,034.5 (4,829.5)		149 (143)	31 (27)	771 (708)	105 (103)	1,152.5 (1,072.5)		734 (615	194 (177)	831.0 (703.5)	
学術研究,専門・技術サービス業	14,841.5 (13,528.0)	3,055 (2,905)	333 (331)	3,753 (3,572)	471 (516)	10,431.5 (9,971.0)		404 (311)	88 (83)	1,600 (1,293)	645 (643)	2,818.5 (2,319.5)		1,388 (1,049	407 (377)	1,591.5 (1,237.5)	
宿泊業,飲食サービス業	15,964.0 (15,263.0)	1,719 (1,691)	608 (614)	2,696 (2,624)	962 (919)	7,223.0 (7,079.5)		997 (960)	434 (446)	3,843 (3,583)	1,639 (1,603)	7,090.5 (6,750.5)		1,206 (1,032	889 (802)	1,650.5 (1,433.0)	
生活関連サービス業,娯楽業	10,902.0 (10,881.5)	1,265 (1,307)	323 (329)	1,957 (2,000)	514 (511)	5,067.0 (5,198.5)		892 (927)	155 (141)	2,567 (2,453)	481 (444)	4,746.5 (4,670.0)		809 (768	559 (490)	1,088.5 (1,013.0)	
教育・学習支援業	7,362.0 (7,066.0)	1,688 (1,681)	171 (151)	2,052 (2,039)	182 (165	5,690.0 (5,634.5)		183 (160)	22 (24)	453 (405)	73 (41)	877.5 (769.5)		711 (603	167 (118)	794.5 (662.0)	
医療,福祉	68,395.0 (64,231.0)	9,951 (9,668)	2,913 (2,702)	14,531 (14,330)	3,649 (3,222)	39,170.5 (37,979.0)		3,011 (2,910)	1,576 (1,494)	9,338 (8,578)	6,119 (5,340)	19,995.5 (18,562.0)		5,396 (4,696	7,666 (5,988)	9,229.0 (7,690.0)	
複合サービス事業	5,772.5 (5,593.5)	1,148 (1,142)	89 (95)	1,740 (1,717)	111 (107)	4,180.5 (4,149.5)		232 (202)	48 (48)	541 (503)	134 (116)	1,120.0 (1,013.0)		423 (382	98 (98)	472.0 (431.0)	
サービス業	56,171.5 (51,693.0)	9,564 (8,967)	1,652 (1,547)	14,207 (13,680)	2,758 (2,595)	36,366.0 (34,458.5)		2,656 (2,429)	315 (253)	6,391 (5,679)	1,061 (951)	12,548.5 (11,265.5)		6,521 (5,312	1,472 (1,314)	7,257.0 (5,969.0)	

注　1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

（各年６月１日現在）

年	障害者の数(人)	対前年増減	実雇用率(%)	対前年増減	法定雇用率達成企業の割合（%）	対前年増減
昭和　52　年	128,429		1.09		52.8	
53	126,493	△ 1,936	1.11	0.02	52.1	△ 0.7
54	128,493	2,000	1.12	0.01	52.0	△ 0.1
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成　元　年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	(249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		
12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
19	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
20	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9	1.1
21	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6
22	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5
23	366,199.0	23,225.5	1.65	△ 0.03	45.3	△ 1.7
	(359,492.0)	(16,518.5)	(1.75)	(0.07)		
24	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8	1.5
25	408,947.5	26,584.0	1.76	0.07	42.7	△ 4.1
	(404,459.0)	(22,095.5)	(1.76)	(0.07)		
26	431,225.5	22,278.0	1.82	0.06	44.7	2.0
27	453,133.5	21,908.0	1.88	0.06	47.2	2.5
28	474,374.0	21,240.5	1.92	0.04	48.8	1.6
29	495,795.0	21,421.0	1.97	0.05	50.0	1.2

注１

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成４年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成５年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

注２

（　）内は、それぞれ前年度の改正前の制度に基づいて計算した場合の数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	45,471 (100.0%)	30,603 (67.3%)	8,545 (18.8%)	3,229 (7.1%)	1,777 (3.9%)	1,182 (2.6%)	120 (0.3%)	12 (0.0%)	3 (0.0%)	26,692 (58.7%)
50-100人未満	21,859 (100.0%)	21,859 (100.0%)	ー ー	ー ー	ー ー	ー ー	ー ー	ー ー	ー ー	20,976 (96.0%)
100-300人未満	16,247 (100.0%)	7,070 (43.5%)	6,947 (42.8%)	1,704 (10.5%)	466 (2.9%)	60 (0.4%)	ー ー	ー ー	ー ー	5,656 (34.8%)
300-500人未満	3,727 (100.0%)	913 (24.5%)	913 (24.5%)	867 (23.3%)	675 (18.1%)	359 (9.6%)	ー ー	ー ー	ー ー	51 (1.4%)
500-1000人未満	2,383 (100.0%)	533 (22.4%)	485 (20.4%)	476 (20.0%)	432 (18.1%)	432 (18.1%)	25 (1.0%)	ー ー	ー ー	9 (0.4%)
1,000人以上	1,255 (100.0%)	228 (18.2%)	200 (15.9%)	182 (14.5%)	204 (16.3%)	331 (26.4%)	95 (7.6%)	12 (1.0%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)

注１　上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。
　２　②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注　都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	（対前年増減）	法定雇用率達成企業の割合	（対前年増減）	法定雇用率達成企業の数		
全国	1.97	0.05	50.0	1.2	45,553	／	91,024
北海道	2.13	0.07	54.1	2.6	1,778	／	3,288
青森	2.06	0.08	57.1	2.9	503	／	881
岩手	2.16	0.09	57.5	1.2	540	／	939
宮城	1.94	0.06	53.2	3.2	742	／	1,396
秋田	1.98	0.08	61.0	3.2	415	／	680
山形	2.03	0.07	58.0	1.7	498	／	858
福島	1.95	0.05	55.7	2.1	739	／	1,326
茨城	1.97	0.07	55.9	2.0	792	／	1,417
栃木	1.98	0.08	60.1	2.8	665	／	1,106
群馬	1.96	0.06	57.5	1.1	793	／	1,378
埼玉	2.01	0.08	49.4	0.4	1,476	／	2,986
千葉	1.91	0.05	54.5	3.0	1,207	／	2,215
東京	1.88	0.04	34.1	0.9	6,454	／	18,901
神奈川	1.92	0.05	47.8	1.1	2,089	／	4,371
新潟	1.96	0.03	60.0	2.2	1,044	／	1,740
富山	1.97	0.01	58.5	1.0	567	／	969
石川	1.98	0.10	56.7	0.2	562	／	992
福井	2.40	0.09	58.6	1.8	382	／	652
山梨	1.95	0.03	57.7	1.4	326	／	565
長野	2.06	0.04	60.9	0.7	929	／	1,525
岐阜	2.02	0.07	58.4	1.7	839	／	1,437
静岡	1.97	0.07	52.9	1.5	1,407	／	2,658
愛知	1.89	0.04	48.6	1.4	2,808	／	5,779
三重	2.08	0.04	61.3	0.5	666	／	1,086
滋賀	2.13	0.04	60.7	1.9	479	／	789
京都	2.07	0.05	53.1	2.5	918	／	1,728
大阪	1.92	0.04	45.5	0.2	3,364	／	7,401
兵庫	2.03	0.06	52.7	0.8	1,663	／	3,157
奈良	2.62	0.02	63.2	2.8	361	／	571
和歌山	2.25	△0.16	62.1	△2.6	341	／	549
鳥取	2.16	0.05	59.7	0.6	255	／	427
島根	2.25	0.08	68.1	1.8	360	／	529
岡山	2.52	0.07	55.7	2.5	751	／	1,348
広島	2.05	0.06	50.2	2.0	1,079	／	2,150
山口	2.56	0.09	59.3	3.6	515	／	869
徳島	2.17	0.08	66.0	2.3	284	／	430
香川	1.96	0.05	57.7	△0.1	459	／	795
愛媛	1.97	0.10	54.2	2.5	506	／	933
高知	2.19	△0.01	60.9	△1.5	297	／	488
福岡	1.97	0.02	52.1	0.9	1,823	／	3,502
佐賀	2.54	0.11	72.6	△0.5	395	／	544
長崎	2.26	0.05	60.1	1.7	567	／	944
熊本	2.24	0.05	58.9	1.5	696	／	1,182
大分	2.44	△0.02	61.4	0.2	474	／	772
宮崎	2.30	△0.02	66.5	△0.4	489	／	735
鹿児島	2.22	0.06	61.7	0.2	702	／	1,137
沖縄	2.43	0.09	61.6	1.2	554	／	899

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5
特例子会社	社 464 (448)	人 29,615.0 (27,135.0)	人 8,802 (8,203)	人 134 (151)	人 11,864 (10,251)	人 334 (345)	人 29,769.0 (26,980.5)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c＋d×0.5
特例子会社	人 29,769.0 (26,980.5)	人 4,276 (4,081)	人 73 (88)	人 2,051 (2,004)	人 47 (46)	人 10,699.5 (10,277.0)	人 4,526 (4,122)	人 61 (63)	人 6,250 (5,467)	人 78 (82)	人 15,402.0 (13,815.0)	人 3,563 (2,780)	人 209 (217)	人 3,667.5 (2,888.5)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。

◎「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝2.0%）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。
その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

２ 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
計	機関 42 (42)	人 303,844.5 (303,672.0)	人 977 (949)	人 60 (42)	人 5,462 (5,397)	人 234 (198)	人 7,593.0 (7,436.0)	人 325.0 (357.5)	% 2.50 (2.45)	機関 41 (41)	% 97.6 (97.6)
行政機関	機関 33 (33)	人 275,449.0 (275,271.5)	人 898 (866)	人 60 (42)	人 4,895 (4,810)	人 233 (197)	人 6,867.5 (6,682.5)	人 306.0 (344.5)	% 2.49 (2.43)	機関 32 (32)	% 97.0 (97.0)
立法機関	5 (5)	3,580.5 (3,579.0)	13 (14)	0 (0)	58 (56)	1 (1)	84.5 (84.5)	1.0 (1.0)	2.36 (2.36)	5 (5)	100.0 (100.0)
司法機関	4 (4)	24,815.0 (24,821.5)	66 (69)	0 (0)	509 (531)	0 (0)	641.0 (669.0)	18.0 (12.0)	2.58 (2.70)	4 (4)	100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
計	人 7,593.0 (7,436.0)	人 953 (923)	人 56 (39)	人 4,626 (4,606)	人 134 (131)	人 6,655.0 (6,556.5)	人 113.5 (110.5)	人 24 (26)	人 4 (3)	人 130 (157)	人 19 (13)	人 191.5 (218.5)	人 73.5 (106.0)	人 706 (634)	人 81 (54)	人 746.5 (661.0)	人 138.0 (141.0)
行政機関	人 6,867.5 (6,682.5)	人 876 (843)	人 56 (39)	人 4,090 (4,041)	人 133 (130)	人 5,964.5 (5,831.0)	人 94.5 (97.5)	人 22 (23)	人 4 (3)	人 127 (155)	人 19 (13)	人 184.5 (210.5)	人 73.5 (106.0)	人 678 (614)	人 81 (54)	人 718.5 (641.0)	人 138.0 (141.0)
立法機関	84.5 (84.5)	11 (11)	0 (0)	40 (41)	1 (1)	62.5 (63.5)	1.0 (1.0)	2 (3)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	7.0 (8.0)	0.0 (0.0)	15 (13)	0 (0)	15.0 (13.0)	0.0 (0.0)
司法機関	641.0 (669.0)	66 (69)	0 (0)	496 (524)	0 (0)	628.0 (662.0)	18.0 (12.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	13 (7)	0 (0)	13.0 (7.0)	0.0 (0.0)

〔2(1)①表の注〕

注1　②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2　③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3　A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4　F欄の「うち新規雇用分」は平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5　( )内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔2(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6　( )内は平成28年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
計	156 (155)	325,174.0 (324,593.5)	2,250 (2,192)	219 (221)	3,687 (3,642)	454 (454)	8,633.0 (8,474.0)	426.0 (423.5)	2.65 (2.61)	152 (150)	97.4 (96.8)
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
都道府県知事部局	47 (47)	256,269.5 (256,431.0)	1,848 (1,811)	118 (112)	2,930 (2,898)	272 (270)	6,880.0 (6,767.0)	334.5 (315.0)	2.68 (2.64)	47 (47)	100.0 (100.0)
その他の都道府県機関	109 (108)	68,904.5 (68,162.5)	402 (381)	101 (109)	757 (744)	182 (184)	1,753.0 (1,707.0)	91.5 (108.5)	2.54 (2.50)	105 (103)	96.3 (95.4)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	8,633.0 (8,474.0)	2,240 (2,186)	218 (220)	3,388 (3,378)	313 (321)	8,242.5 (8,130.5)	353.0 (361.0)	10 (6)	1 (1)	65 (66)	69 (65)	120.5 (111.5)	40.5 (30.0)	234 (198	72 (68)	270.0 (232.0)	32.5 (32.5)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
都道府県知事部局	6,880.0 (6,767.0)	1,838 (1,805)	117 (111)	2,695 (2,701)	170 (181)	6,573.0 (6,512.5)	267.5 (265.5)	10 (6)	1 (1)	60 (58)	57 (54)	109.5 (98.0)	39.5 (26.5)	175 (139)	45 (35)	197.5 (156.5)	27.5 (23.0)
その他の都道府県機関	1,753.0 (1,707.0)	402 (381)	101 (109)	693 (677)	143 (140)	1,669.5 (1,618.0)	85.5 (95.5)	0 (0)	0 (0)	5 (8)	12 (11)	11.0 (13.5)	1.0 (3.5)	59 (59)	27 (33)	72.5 (75.5)	5.0 (9.5)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
市町村の機関	2,319	1,084,190.0	6,853	484	11,731	982	26,412.0	1,389.5	2.44	2,046	88.2
	(2,333)	(1,077,738.5)	(6,772)	(452)	(11,662)	(963)	(26,139.5)	(1,511.0)	(2.43)	(2,054)	(88.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
市町村の機関	26,412.0	6,801	457	9,825	652	24,210.0	1,117.5	52	27	501	141	702.5	101.0	1,405	189	1,499.5	171.0
	(26,139.5)	(6,714)	(431)	(9,923)	(657)	(24,110.5)	(1,228.0)	(58)	(21)	(493)	(138)	(699.0)	(106.5)	(1,246)	(168)	(1,330.0)	(176.5)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F.うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
計	機関 122 (125)	人 659,739.0 (661,899.0)	人 3,559 (3,486)	人 221 (189)	人 7,016 (7,011)	人 578 (553)	人 14,644.0 (14,448.5)	人 1,033.5 (1,077.5)	% 2.22 (2.18)	機関 103 (100)	% 84.4 (80.0)
都道府県教育委員会	機関 47 (47)	人 572,787.5 (574,508.5)	人 3,120 (3,060)	人 185 (164)	人 6,102 (6,100)	人 510 (485)	人 12,782.0 (12,626.5)	人 840.0 (913.5)	% 2.23 (2.20)	機関 37 (35)	% 78.7 (74.5)
市町村教育委員会	75 (78)	86,951.5 (87,390.5)	439 (426)	36 (25)	914 (911)	68 (68)	1,862.0 (1,822.0)	193.5 (164.0)	2.14 (2.08)	66 (65)	88.0 (83.3)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f.うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f.うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c＋d×0.5	f.うち新規雇用分
計	人 14,644.0 (14,448.5)	人 3,529 (3,441)	人 212 (178)	人 5,984 (6,105)	人 384 (354)	人 13,446.0 (13,342.0)	人 723.0 (751.0)	人 30 (45)	人 9 (11)	人 294 (275)	人 72 (65)	人 399.0 (408.5)	人 141.5 (137.5)	人 738 (631)	人 122 (134)	人 799.0 (698.0)	人 169.0 (189.0)
都道府県教育委員会	人 12,782.0 (12,626.5)	人 3,095 (3,021)	人 176 (153)	人 5,253 (5,356)	人 322 (293)	人 11,780.0 (11,697.5)	人 575.0 (620.5)	人 25 (39)	人 9 (11)	人 217 (204)	人 71 (64)	人 311.5 (325.0)	人 114.5 (120.5)	人 632 (540)	人 117 (128)	人 690.5 (604.0)	人 150.5 (172.5)
市町村教育委員会	1,862.0 (1,822.0)	434 (420)	36 (25)	731 (749)	62 (61)	1,666.0 (1,644.5)	148.0 (130.5)	5 (6)	0 (0)	77 (71)	1 (1)	87.5 (83.5)	27.0 (17.0)	106 (91)	5 (6)	108.5 (94.0)	18.5 (16.5)

注 2(1)②の表と同じ

３ 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率２．３％）

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数 A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
	法人	人	人	人	人	人	人	人	%	法人	%
計	337	427,826.5	2,558	162	4,864	269	10,276.5	1,435.0	2.40	264	78.3
	(330)	(421,292.0)	(2,483)	(157)	(4,680)	(248)	(9,927.0)	(1,466.0)	(2.36)	(245)	(74.2)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	90	207,878.0	1,279	106	2,495	184	5,251.0	721.0	2.53	78	86.7
	(90)	(206,311.5)	(1,269)	(105)	(2,424)	(168)	(5,151.0)	(746.5)	(2.50)	(77)	(85.6)
国立大学法人等	90	145,861.0	891	27	1,584	38	3,412.0	462.0	2.34	69	76.7
	(90)	(145,448.0)	(864)	(28)	(1,537)	(40)	(3,313.0)	(453.0)	(2.28)	(69)	(76.7)
地方独立行政法人等	157	74,087.5	388	29	785	47	1,613.5	252.0	2.18	117	74.5
	(150)	(69,532.5)	(350)	(24)	(719)	(40)	(1,463.0)	(266.5)	(2.10)	(99)	(66.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数 a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	③知的障害者の数 a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2＋b＋c＋d×0.5	f. うち新規雇用分	④精神障害者の数 c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c＋d×0.5	f. うち新規雇用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	10,276.5	2,229	152	2,867	125	7,539.5	870.0	329	10	666	22	1,345.0	193.0	1,331	122	1,392.0	372.0
	(9,927.0)	(2,173)	(147)	(2,917)	(138)	(7,479.0)	(949.5)	(310)	(10)	(615)	(19)	(1,254.5)	(186.0)	(1,148)	(91)	(1,193.5)	(330.5)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	5,251.0	1,215	102	1,592	85	4,166.5	485.0	64	4	203	14	342.0	48.0	700	85	742.5	188.0
	(5,151.0)	(1,206)	(99)	(1,614)	(92)	(4,171.0)	(530.5)	(63)	(6)	(187)	(13)	(325.5)	(39.0)	(623)	(63)	(654.5)	(177.0)
国立大学法人等	3,412.0	675	24	818	18	2,201.0	233.0	216	3	342	4	779.0	115.5	424	16	432.0	113.5
	(3,313.0)	(663)	(26)	(852)	(24)	(2,216.0)	(253.5)	(201)	(2)	(319)	(3)	(724.5)	(100.5)	(366)	(13)	(372.5)	(99.0)
地方独立行政法人等	1,613.5	339	26	457	22	1,172.0	152.0	49	3	121	4	224.0	29.5	207	21	217.5	70.5
	(1,463.0)	(304)	(22)	(451)	(22)	(1,092.0)	(165.5)	(46)	(2)	(109)	(3)	(204.5)	(46.5)	(159)	(15)	(166.5)	(54.5)

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

４ 公的機関の各機関の状況

（１）国の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	**303,844.5**	**7,593.0**	**2.50**	**2.0**	
行政機関合計	**275,449.0**	**6,867.5**	**2.49**	**2.0**	
内閣官房	1,070.5	25.5	2.38	0.0	
内閣法制局	77.0	2.0	2.60	0.0	
内閣府	2,366.0	56.0	2.37	0.0	
宮内庁	925.5	22.5	2.43	0.0	
公正取引委員会	806.5	18.0	2.23	0.0	
警察庁	2,115.0	51.0	2.41	0.0	
金融庁	1,613.0	39.0	2.42	0.0	
消費者庁	394.0	10.0	2.54	0.0	
個人情報保護委員会	106.5	0.0	0.00	2.0	
復興庁	－	－	－	－	(注4)
総務省	4,789.0	110.0	2.30	0.0	特例承認あり(注5)
法務省	32,807.0	802.0	2.44	0.0	
公安調査庁	1,569.0	37.0	2.36	0.0	
外務省	6,065.0	150.0	2.47	0.0	
財務省	11,221.0	264.5	2.36	0.0	
国税庁	57,205.5	1,411.5	2.47	0.0	
文部科学省	2,116.0	51.0	2.41	0.0	特例承認あり(注5)
厚生労働省	52,163.5	1,442.0	2.76	0.0	
農林水産省	15,244.0	364.0	2.39	0.0	
林野庁	3,979.0	93.0	2.34	0.0	
水産庁	606.0	14.0	2.31	0.0	
経済産業省	6,504.5	153.5	2.36	0.0	特例承認あり(注5)
特許庁	2,781.0	65.5	2.36	0.0	
国土交通省	37,437.5	890.0	2.38	0.0	
観光庁	115.5	2.0	1.73	0.0	
気象庁	4,775.0	112.0	2.35	0.0	
海上保安庁	166.0	4.0	2.41	0.0	
運輸安全委員会	183.5	5.0	2.72	0.0	
環境省	1,974.0	46.0	2.33	0.0	
原子力規制委員会	1,135.5	27.0	2.38	0.0	
防衛省	19,867.0	516.0	2.60	0.0	
防衛装備庁	1,368.0	36.0	2.63	0.0	
人事院	625.0	15.0	2.40	0.0	
会計検査院	1,277.5	32.5	2.54	0.0	
立法機関合計	**3,580.5**	**84.5**	**2.36**	**0.0**	
衆議院事務局	1,450.0	33.0	2.28	0.0	
衆議院法制局	80.5	2.0	2.48	0.0	
参議院事務局	1,097.0	25.5	2.32	0.0	
参議院法制局	65.0	2.0	3.08	0.0	
国立国会図書館	888.0	22.0	2.48	0.0	
司法機関合計	**24,815.0**	**641.0**	**2.58**	**0.0**	
最高裁判所	1,006.0	23.0	2.29	0.0	
高等裁判所	1,719.0	40.0	2.33	0.0	
地方裁判所	16,036.5	405.0	2.53	0.0	
家庭裁判所	6,053.5	173.0	2.86	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

5 注5の省庁は、特例承認を受けている。
特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁	スポーツ庁	
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	

(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合　　計	68,904.5	1,753.0	2.54	5.0	
北海道企業局	92.0	2.0	2.17	0.0	
北海道議会事務局	71.0	2.0	2.82	0.0	
北海道監査委員事務局	49.5	2.0	4.04	0.0	
北海道警察本部	1,420.5	37.0	2.60	0.0	
青森県病院局	706.0	18.0	2.55	0.0	
青森県警察本部	364.0	11.0	3.02	0.0	
岩手県企業局	82.0	3.0	3.66	0.0	
岩手県医療局	3,123.5	73.0	2.34	0.0	
岩手県警察本部	394.0	8.0	2.03	1.0	
宮城県企業局	73.0	1.0	1.37	0.0	
宮城県議会事務局	46.0	2.0	4.35	0.0	
宮城県警察本部	614.5	16.0	2.60	0.0	
秋田県警察本部	374.0	10.0	2.67	0.0	
山形県警察本部	412.0	9.0	2.18	0.0	
福島県病院局	190.0	6.0	3.16	0.0	
福島県警察本部	603.5	14.0	2.32	0.0	
茨城県企業局	196.0	5.0	2.55	0.0	
茨城県病院局	603.5	14.0	2.32	0.0	
茨城県警察本部	630.5	14.5	2.30	0.0	
栃木県警察本部	509.0	14.5	2.85	0.0	
群馬県企業局	310.0	7.0	2.26	0.0	
群馬県病院局	540.0	12.5	2.31	0.0	
群馬県警察本部	526.0	12.5	2.38	0.0	
埼玉県企業局	417.5	10.0	2.40	0.0	
埼玉県病院局	1,274.5	30.0	2.35	0.0	
埼玉県下水道局	106.5	4.0	3.76	0.0	
埼玉県議会事務局	66.5	2.0	3.01	0.0	
埼玉県警察本部	1,390.5	33.5	2.41	0.0	
千葉県企業土地管理局	146.5	4.0	2.73	0.0	
千葉県病院局	1,233.0	28.0	2.27	0.0	
千葉県水道局	1,025.0	29.0	2.83	0.0	
北千葉広域水道企業団	90.0	3.0	3.33	0.0	
君津広域水道企業団	67.0	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,497.5	34.0	2.27	0.0	
東京都議会議会局	158.0	5.0	3.16	0.0	
東京都人事委員会	61.5	3.0	4.88	0.0	
東京都監査事務局	89.0	2.0	2.25	0.0	
東京都交通局	2,034.0	61.0	3.00	0.0	
東京都水道局	2,864.0	78.0	2.72	0.0	
東京都下水道局	1,430.0	35.5	2.48	0.0	
警視庁	4,821.5	124.5	2.58	0.0	
東京消防庁	975.0	36.5	3.74	0.0	
神奈川県企業庁	966.0	26.0	2.69	0.0	
神奈川県議会議会局	79.0	2.0	2.53	0.0	
神奈川県警察本部	2,118.0	50.5	2.38	0.0	
新潟県企業局	95.5	2.0	2.09	0.0	
新潟県病院局	2,256.5	53.0	2.35	0.0	
新潟県警察本部	626.0	16.0	2.56	0.0	
富山県警察本部	402.0	10.0	2.49	0.0	
石川県警察本部	325.0	7.0	2.15	0.0	
福井県警察本部	350.0	8.0	2.29	0.0	
山梨県企業局	69.0	3.0	4.35	0.0	
山梨県警察本部	367.5	10.0	2.72	0.0	
長野県警察本部	429.0	12.0	2.80	0.0	
岐阜県警察本部	527.0	15.5	2.94	0.0	
静岡県がんセンター局	771.5	17.0	2.20	0.0	
静岡県警察本部	779.5	19.0	2.44	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	387.0	13.0	3.36	0.0	
愛知県病院事業庁	1,025.5	24.5	2.39	0.0	
名古屋港管理組合	326.0	8.0	2.45	0.0	
愛知県議会事務局	66.0	1.0	1.52	0.0	
愛知県警察本部	1,143.5	27.0	2.36	0.0	
三重県企業庁	137.0	5.0	3.65	0.0	
三重県病院事業庁	181.0	8.0	4.42	0.0	
三重県警察本部	399.0	9.0	2.26	0.0	
滋賀県警察本部	329.0	9.0	2.74	0.0	
京都府環境部	68.0	2.0	2.94	0.0	
京都府警察本部	690.5	20.5	2.97	0.0	
大阪府議会事務局	59.0	0.0	0.00	1.0	注４①
大阪府警察本部	2,402.0	56.5	2.35	0.0	
兵庫県企業庁	174.5	6.0	3.44	0.0	
兵庫県病院局	2,469.0	57.0	2.31	0.0	
兵庫県警察本部	969.0	26.0	2.68	0.0	
奈良県警察本部	320.0	9.0	2.81	0.0	
南和広域医療企業団	285.5	7.0	2.45	0.0	
和歌山県警察本部	412.5	10.0	2.42	0.0	
鳥取県病院局	626.5	15.0	2.39	0.0	
鳥取県警察本部	308.0	8.0	2.60	0.0	
島根県病院局	512.0	13.0	2.54	0.0	
島根県警察本部	347.0	7.5	2.16	0.0	
岡山県警察本部	622.5	15.5	2.49	0.0	
広島県警察本部	633.0	15.0	2.37	0.0	
山口県警察本部	518.0	14.0	2.70	0.0	
徳島県企業局	117.0	2.0	1.71	0.0	
徳島県病院局	415.0	10.0	2.41	0.0	
徳島県警察本部	368.0	9.0	2.45	0.0	
香川県警察本部	429.0	9.0	2.10	0.0	
愛媛県公営企業管理局	957.5	24.0	2.51	0.0	
愛媛県警察本部	439.5	9.0	2.05	1.0	注４②
高知県公営企業局	395.0	9.0	2.28	0.0	
高知県警察本部	340.0	9.0	2.65	0.0	
福岡県警察本部	1,068.5	27.5	2.57	0.0	
佐賀県警察本部	326.5	7.5	2.30	0.0	
長崎県交通局	236.0	3.0	1.27	2.0	
長崎県病院企業団	1,306.5	33.0	2.53	0.0	
長崎県警察本部	503.0	12.5	2.49	0.0	
熊本県警察本部	496.0	12.0	2.42	0.0	
大分県企業局	62.0	1.0	1.61	0.0	
大分県病院局	397.0	14.0	3.53	0.0	
大分県警察本部	362.5	9.5	2.62	0.0	
宮崎県企業局	82.5	2.0	2.42	0.0	
宮崎県病院局	619.5	14.0	2.26	0.0	
宮崎県警察本部	379.5	9.0	2.37	0.0	
鹿児島県県立病院局	397.0	10.0	2.52	0.0	
鹿児島県警察本部	432.5	13.5	3.12	0.0	
沖縄県企業局	239.5	9.0	3.76	0.0	
沖縄県議会事務局	47.5	1.0	2.11	0.0	
沖縄県病院事業局	936.0	29.0	3.10	0.0	
沖縄県警察本部	301.0	9.0	2.99	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①大阪府議会事務局においては、11月17日現在において、大阪府知事部局と特例認定を受けている。
②愛媛県警察本部においては、11月1日現在において、障害者数12人、実雇用率2.73%、不足数0.0人となっている。

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	**353,739.0**	**8,663.0**	**2.45**	**129.5**	
医薬基盤・健康・栄養研究所	333.5	6.0	1.80	1.0	注5①
宇宙航空研究開発機構	1,939.0	47.0	2.42	0.0	
海上・港湾・航空技術研究所	458.5	9.0	1.96	1.0	
海洋研究開発機構	1,011.5	27.5	2.72	0.0	
科学技術振興機構	1,172.5	16.0	1.36	10.0	
建築研究所	131.5	4.0	3.04	0.0	
国際農林水産業研究センター	274.0	7.0	2.55	0.0	
国立環境研究所	715.5	20.0	2.80	0.0	
国立がん研究センター	2,192.5	53.0	2.42	0.0	
国立国際医療研究センター	1,917.0	38.0	1.98	6.0	注5②
国立循環器病研究センター	1,185.0	29.0	2.45	0.0	
国立成育医療研究センター	1,070.5	26.5	2.48	0.0	
国立精神・神経医療研究センター	860.0	22.0	2.56	0.0	
国立長寿医療研究センター	575.0	15.0	2.61	0.0	
産業技術総合研究所	4,931.0	116.0	2.35	0.0	
情報通信研究機構	930.0	24.0	2.58	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	590.0	16.0	2.71	0.0	
森林研究・整備機構	1,222.0	33.5	2.74	0.0	
水産研究・教育機構	1,379.5	23.5	1.70	7.5	
土木研究所	576.0	18.0	3.13	0.0	
日本医療研究開発機構	459.0	13.0	2.83	0.0	
日本原子力研究開発機構	3,513.0	80.0	2.28	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	4,819.5	114.0	2.37	0.0	
物質・材料研究機構	1,175.0	27.0	2.30	0.0	
防災科学技術研究所	313.0	8.5	2.72	0.0	
理化学研究所	4,095.0	94.0	2.30	0.0	
量子科学技術研究開発機構	1,322.5	26.5	2.00	3.5	注5③
奄美群島振興開発基金					注4
医薬品医療機器総合機構	1,288.5	32.0	2.48	0.0	
海技教育機構	347.5	9.0	2.59	0.0	
家畜改良センター	871.5	26.0	2.98	0.0	
環境再生保全機構	166.5	5.0	3.00	0.0	
教職員支援機構	59.5	3.0	5.04	0.0	
勤労者退職金共済機構	339.5	9.0	2.65	0.0	
空港周辺整備機構					注4
経済産業研究所	75.0	4.0	5.33	0.0	
工業所有権情報・研修館	160.0	3.0	1.88	0.0	
航空大学校	114.5	2.0	1.75	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	5,899.0	227.0	3.85	0.0	
国際観光振興機構	173.0	3.0	1.73	0.0	
国際協力機構	1,882.0	43.0	2.28	0.0	
国際交流基金	614.0	17.0	2.77	0.0	
国民生活センター	183.0	5.5	3.01	0.0	
国立印刷局	4,258.5	115.0	2.70	0.0	
国立科学博物館	226.5	6.0	2.65	0.0	
国立高等専門学校機構	5,007.0	133.0	2.66	0.0	
国立公文書館	160.0	3.5	2.19	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	311.0	9.0	2.89	0.0	
国立女性教育会館					注4
国立青少年教育振興機構	681.5	17.5	2.57	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	87.5	1.0	1.14	1.0	注5④
国立美術館	244.5	6.0	2.45	0.0	
国立病院機構	53,036.0	1,236.0	2.33	0.0	
国立文化財機構	676.0	19.0	2.81	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
自動車技術総合機構	1,199.0	28.0	2.34	0.0	
自動車事故対策機構	445.0	12.5	2.81	0.0	
住宅金融支援機構	992.5	21.0	2.12	1.0	注5⑤
酒類総合研究所	78.0	1.0	1.28	0.0	
情報処理推進機構	196.0	4.0	2.04	0.0	
製品評価技術基盤機構	505.0	11.0	2.18	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	581.0	14.0	2.41	0.0	
造幣局	909.5	27.0	2.97	0.0	
大学改革支援・学位授与機構	174.5	4.0	2.29	0.0	
大学入試センター	124.5	2.0	1.61	0.0	
地域医療機能推進機構	19,221.5	502.0	2.61	0.0	
中小企業基盤整備機構	955.0	24.5	2.57	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	305.0	8.0	2.62	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,769.0	40.5	2.29	0.0	
統計センター	764.5	16.0	2.09	1.0	注5⑥
都市再生機構	3,547.5	93.0	2.62	0.0	
日本学術振興会	210.0	4.0	1.90	0.0	
日本学生支援機構	688.0	16.0	2.33	0.0	
日本芸術文化振興会	344.5	7.0	2.03	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構					注4
日本スポーツ振興センター	755.0	17.0	2.25	0.0	
日本貿易振興機構	1,303.0	24.5	1.88	4.5	注5⑦
農業者年金基金	83.0	1.0	1.20	0.0	
農畜産業振興機構	257.0	5.0	1.95	0.0	
農林漁業信用基金	108.0	2.0	1.85	0.0	
農林水産消費安全技術センター	642.0	15.5	2.41	0.0	
福祉医療機構	285.5	5.0	1.75	1.0	注5⑧
北方領土問題対策協会					注4
水資源機構	1,431.0	36.5	2.55	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構					注4
労働者健康安全機構	14,623.0	418.0	2.86	0.0	
労働政策研究・研修機構	124.0	6.0	4.84	0.0	
年金積立金管理運用	105.0	2.0	1.90	0.0	
北海道大学	5,039.0	104.0	2.06	11.0	注5⑨
北海道教育大学	652.5	15.0	2.30	0.0	
室蘭工業大学	247.5	4.0	1.62	1.0	
小樽商科大学	159.5	3.0	1.88	0.0	
帯広畜産大学	244.5	6.0	2.45	0.0	
旭川医科大学	1,334.0	30.0	2.25	0.0	
北見工業大学	202.5	5.0	2.47	0.0	
弘前大学	1,826.0	39.5	2.16	1.5	
岩手大学	659.0	17.0	2.58	0.0	
東北大学	6,075.5	155.0	2.55	0.0	
宮城教育大学	251.0	9.0	3.59	0.0	
秋田大学	1,648.5	38.0	2.31	0.0	
山形大学	1,913.5	45.5	2.38	0.0	
福島大学	441.5	12.0	2.72	0.0	
茨城大学	699.5	16.5	2.36	0.0	
筑波大学	3,892.5	93.5	2.40	0.0	
筑波技術大学	149.5	28.0	18.73	0.0	
宇都宮大学	576.5	13.0	2.25	0.0	
群馬大学	2,189.0	46.0	2.10	4.0	
埼玉大学	621.5	14.0	2.25	0.0	
千葉大学	3,056.0	67.5	2.21	2.5	注5⑩
東京大学	9,454.5	224.0	2.37	0.0	
東京医科歯科大学	2,222.0	51.0	2.30	0.0	
東京外国語大学	317.5	10.0	3.15	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
東京学芸大学	776.0	18.0	2.32	0.0	
東京農工大学	607.5	14.0	2.30	0.0	
東京芸術大学	461.5	13.0	2.82	0.0	
東京工業大学	1,956.0	42.5	2.17	1.5	注5⑪
東京海洋大学	366.0	6.0	1.64	2.0	
お茶の水女子大学	388.0	13.0	3.35	0.0	
電気通信大学	460.0	13.0	2.83	0.0	
一橋大学	578.0	14.0	2.42	0.0	
横浜国立大学	888.0	25.0	2.82	0.0	
新潟大学	2,864.5	60.0	2.09	5.0	
長岡技術科学大学	327.0	8.0	2.45	0.0	
上越教育大学	241.5	4.0	1.66	1.0	注5⑫
富山大学	2,032.5	45.0	2.21	1.0	
金沢大学	2,588.0	65.0	2.51	0.0	
福井大学	1,821.5	41.0	2.25	0.0	
山梨大学	1,640.5	41.0	2.50	0.0	
信州大学	2,438.0	69.0	2.83	0.0	
岐阜大学	1,972.5	45.0	2.28	0.0	
静岡大学	1,022.0	23.5	2.30	0.0	
浜松医科大学	1,320.0	30.0	2.27	0.0	
名古屋大学	4,860.5	113.0	2.32	0.0	
愛知教育大学	472.0	11.0	2.33	0.0	
名古屋工業大学	505.5	12.5	2.47	0.0	
豊橋技術科学大学	345.0	8.0	2.32	0.0	
三重大学	2,160.0	49.0	2.27	0.0	
滋賀大学	333.0	8.0	2.40	0.0	
滋賀医科大学	1,391.0	28.0	2.01	3.0	注5⑬
京都大学	6,763.5	148.5	2.20	6.5	注5⑭
京都教育大学	322.0	7.0	2.17	0.0	
京都工芸繊維大学	414.5	11.0	2.65	0.0	
大阪大学	6,078.5	144.0	2.37	0.0	
大阪教育大学	570.5	17.0	2.98	0.0	
兵庫教育大学	259.0	6.0	2.32	0.0	
神戸大学	3,574.0	87.5	2.45	0.0	
奈良教育大学	213.5	6.0	2.81	0.0	
奈良女子大学	335.0	8.0	2.39	0.0	
和歌山大学	413.5	14.0	3.39	0.0	
鳥取大学	2,051.5	50.0	2.44	0.0	
島根大学	1,916.0	45.0	2.35	0.0	
岡山大学	3,390.0	75.0	2.21	2.0	注5⑮
広島大学	3,784.5	71.0	1.88	16.0	
山口大学	2,378.0	50.0	2.10	4.0	注5⑯
徳島大学	2,361.5	56.0	2.37	0.0	
鳴門教育大学	266.0	7.0	2.63	0.0	
香川大学	1,925.5	47.0	2.44	0.0	
愛媛大学	2,159.0	55.0	2.55	0.0	
高知大学	1,787.5	43.0	2.41	0.0	
福岡教育大学	343.5	11.0	3.20	0.0	
九州大学	5,729.5	127.0	2.22	4.0	
九州工業大学	553.5	17.0	3.07	0.0	
佐賀大学	1,876.5	47.0	2.50	0.0	
長崎大学	2,866.5	67.5	2.35	0.0	
熊本大学	2,135.0	47.0	2.20	2.0	
大分大学	1,716.5	24.0	1.40	15.0	
宮崎大学	2,019.0	42.0	2.08	4.0	
鹿児島大学	2,453.5	63.5	2.59	0.0	
鹿屋体育大学	126.5	5.0	3.95	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
琉球大学	2,135.0	50.0	2.34	0.0	
政策研究大学院大学	147.5	3.0	2.03	0.0	
総合研究大学院大学	74.5	0.0	0.00	1.0	注5⑰
北陸先端科学技術大学院大学	201.0	7.0	3.48	0.0	
奈良先端技術大学院大学	396.0	10.0	2.53	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	1,001.5	24.0	2.40	0.0	
自然科学研究機構	1,088.5	25.0	2.30	0.0	
情報・システム研究機構	752.0	18.0	2.39	0.0	
人間文化研究機構	592.5	10.0	1.69	3.0	
日本司法支援センター	1,169.0	25.0	2.14	1.0	注5⑱
日本私立学校振興・共済事業団	1,576.5	36.0	2.28	0.0	
沖縄振興開発金融公庫	239.0	6.0	2.51	0.0	
株式会社　国際協力銀行	588.0	14.0	2.38	0.0	
株式会社　日本政策金融公庫	7,954.5	196.5	2.47	0.0	
株式会社　日本貿易保険	151.5	3.0	1.98	0.0	
沖縄科学技術大学院大学学園	534.5	16.0	2.99	0.0	
日本年金機構	21,762.5	591.0	2.72	0.0	
全国健康保険協会	5,152.5	147.0	2.85	0.0	

注 1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
　したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4　これらの法人においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

5 ①　医薬基盤・健康・栄養研究所においては、12月1日現在において、障害者の数7.0人、実雇用率2.04%、不足数0.0人となっている。

②　国立国際医療研究センターにおいては、8月1日現在において、障害者の数45.0人、実雇用率2.36%、不足数0.0人となっている。

③　量子科学技術研究開発機構においては、11月1日現在において、障害者の数32.5人、実雇用率2.45%、不足数0.0人となっている。

④　国立特別支援教育総合研究所においては、9月1日現在において、障害者の数2.0人、実雇用率2.26%、不足数0.0人となっている。

⑤　住宅金融支援機構においては、11月1日現在において、障害者の数24.0人、実雇用率2.46%、不足数0.0人となっている。

⑥　統計センターにおいては、12月1日現在において、障害者の数17.5人、実雇用率2.24%、不足数0.0人となっている。

⑦　日本貿易振興機構においては、9月1日現在において、障害者の数30.5人、実雇用率2.34%、不足数0.0人となっている。

⑧　福祉医療機構においては、7月1日現在において、障害者の数6.0人、実雇用率2.10%、不足数0.0人となっている。

⑨　北海道大学においては、12月1日現在において、障害者の数118.0人、実雇用率2.34%、不足数0.0人となっている。

⑩　千葉大学においては、11月1日現在において、障害者の数70.5人、実雇用率2.31%、不足数0.0人となっている。

⑪　東京工業大学においては、10月1日現在において、障害者の数45.0人、実雇用率2.28%、不足数0.0人となっている。

⑫　上越教育大学においては、11月10日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率2.07%、不足数0.0人となっている。

⑬　滋賀医科大学においては、11月1日現在において、障害者の数32.0人、実雇用率2.30%、不足数0.0人となっている。

⑭　京都大学においては、9月16日現在において、障害者の数157.5人、実雇用率2.34%、不足数0.0人となっている。

⑮　岡山大学においては、11月1日現在において、障害者の数79.5人、実雇用率2.36%、不足数0.0人となっている。

⑯　山口大学においては、10月1日現在において、障害者の数55.0人、実雇用率2.31%、不足数0.0人となっている。

⑰　総合研究大学院大学においては、10月1日現在において、障害者の数1.0人、実雇用率1.34%、不足数0.0人となっている。

⑱　日本司法支援センターにおいては、11月1日現在において、障害者の数26.0人、実雇用率2.29%、不足数0.0人となっている。

6　法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	**353,739.0**	**8,663.0**	**2.45**	**129.5**	
医薬基盤・健康・栄養研究所	333.5	6.0	1.80	1.0	注5①
宇宙航空研究開発機構	1,939.0	47.0	2.42	0.0	
海上・港湾・航空技術研究所	458.5	9.0	1.96	1.0	
海洋研究開発機構	1,011.5	27.5	2.72	0.0	
科学技術振興機構	1,172.5	16.0	1.36	10.0	
建築研究所	131.5	4.0	3.04	0.0	
国際農林水産業研究センター	274.0	7.0	2.55	0.0	
国立環境研究所	715.5	20.0	2.80	0.0	
国立がん研究センター	2,192.5	53.0	2.42	0.0	
国立国際医療研究センター	1,917.0	38.0	1.98	6.0	注5②
国立循環器病研究センター	1,185.0	29.0	2.45	0.0	
国立成育医療研究センター	1,070.5	26.5	2.48	0.0	
国立精神・神経医療研究センター	860.0	22.0	2.56	0.0	
国立長寿医療研究センター	575.0	15.0	2.61	0.0	
産業技術総合研究所	4,931.0	116.0	2.35	0.0	
情報通信研究機構	930.0	24.0	2.58	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	590.0	16.0	2.71	0.0	
森林研究・整備機構	1,222.0	33.5	2.74	0.0	
水産研究・教育機構	1,379.5	23.5	1.70	7.5	
土木研究所	576.0	18.0	3.13	0.0	
日本医療研究開発機構	459.0	13.0	2.83	0.0	
日本原子力研究開発機構	3,513.0	80.0	2.28	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	4,819.5	114.0	2.37	0.0	
物質・材料研究機構	1,175.0	27.0	2.30	0.0	
防災科学技術研究所	313.0	8.5	2.72	0.0	
理化学研究所	4,095.0	94.0	2.30	0.0	
量子科学技術研究開発機構	1,322.5	26.5	2.00	3.5	注5③
奄美群島振興開発基金					注4
医薬品医療機器総合機構	1,288.5	32.0	2.48	0.0	
海技教育機構	347.5	9.0	2.59	0.0	
家畜改良センター	871.5	26.0	2.98	0.0	
環境再生保全機構	166.5	5.0	3.00	0.0	
教職員支援機構	59.5	3.0	5.04	0.0	
勤労者退職金共済機構	339.5	9.0	2.65	0.0	
空港周辺整備機構					注4
経済産業研究所	75.0	4.0	5.33	0.0	
工業所有権情報・研修館	160.0	3.0	1.88	0.0	
航空大学校	114.5	2.0	1.75	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	5,899.0	227.0	3.85	0.0	
国際観光振興機構	173.0	3.0	1.73	0.0	
国際協力機構	1,882.0	43.0	2.28	0.0	
国際交流基金	614.0	17.0	2.77	0.0	
国民生活センター	183.0	5.5	3.01	0.0	
国立印刷局	4,258.5	115.0	2.70	0.0	
国立科学博物館	226.5	6.0	2.65	0.0	
国立高等専門学校機構	5,007.0	133.0	2.66	0.0	
国立公文書館	160.0	3.5	2.19	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	311.0	9.0	2.89	0.0	
国立女性教育会館					注4
国立青少年教育振興機構	681.5	17.5	2.57	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	87.5	1.0	1.14	1.0	注5④
国立美術館	244.5	6.0	2.45	0.0	
国立病院機構	53,036.0	1,236.0	2.33	0.0	
国立文化財機構	676.0	19.0	2.81	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
自動車技術総合機構	1,199.0	28.0	2.34	0.0	
自動車事故対策機構	445.0	12.5	2.81	0.0	
住宅金融支援機構	992.5	21.0	2.12	1.0	注5⑤
酒類総合研究所	78.0	1.0	1.28	0.0	
情報処理推進機構	196.0	4.0	2.04	0.0	
製品評価技術基盤機構	505.0	11.0	2.18	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	581.0	14.0	2.41	0.0	
造幣局	909.5	27.0	2.97	0.0	
大学改革支援・学位授与機構	174.5	4.0	2.29	0.0	
大学入試センター	124.5	2.0	1.61	0.0	
地域医療機能推進機構	19,221.5	502.0	2.61	0.0	
中小企業基盤整備機構	955.0	24.5	2.57	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	305.0	8.0	2.62	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,769.0	40.5	2.29	0.0	
統計センター	764.5	16.0	2.09	1.0	注5⑥
都市再生機構	3,547.5	93.0	2.62	0.0	
日本学術振興会	210.0	4.0	1.90	0.0	
日本学生支援機構	688.0	16.0	2.33	0.0	
日本芸術文化振興会	344.5	7.0	2.03	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構					注4
日本スポーツ振興センター	755.0	17.0	2.25	0.0	
日本貿易振興機構	1,303.0	24.5	1.88	4.5	注5⑦
農業者年金基金	83.0	1.0	1.20	0.0	
農畜産業振興機構	257.0	5.0	1.95	0.0	
農林漁業信用基金	108.0	2.0	1.85	0.0	
農林水産消費安全技術センター	642.0	15.5	2.41	0.0	
福祉医療機構	285.5	5.0	1.75	1.0	注5⑧
北方領土問題対策協会					注4
水資源機構	1,431.0	36.5	2.55	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構					注4
労働者健康安全機構	14,623.0	418.0	2.86	0.0	
労働政策研究・研修機構	124.0	6.0	4.84	0.0	
年金積立金管理運用	105.0	2.0	1.90	0.0	
北海道大学	5,039.0	104.0	2.06	11.0	注5⑨
北海道教育大学	652.5	15.0	2.30	0.0	
室蘭工業大学	247.5	4.0	1.62	1.0	
小樽商科大学	159.5	3.0	1.88	0.0	
帯広畜産大学	244.5	6.0	2.45	0.0	
旭川医科大学	1,334.0	30.0	2.25	0.0	
北見工業大学	202.5	5.0	2.47	0.0	
弘前大学	1,826.0	39.5	2.16	1.5	
岩手大学	659.0	17.0	2.58	0.0	
東北大学	6,075.5	155.0	2.55	0.0	
宮城教育大学	251.0	9.0	3.59	0.0	
秋田大学	1,648.5	38.0	2.31	0.0	
山形大学	1,913.5	45.5	2.38	0.0	
福島大学	441.5	12.0	2.72	0.0	
茨城大学	699.5	16.5	2.36	0.0	
筑波大学	3,892.5	93.5	2.40	0.0	
筑波技術大学	149.5	28.0	18.73	0.0	
宇都宮大学	576.5	13.0	2.25	0.0	
群馬大学	2,189.0	46.0	2.10	4.0	
埼玉大学	621.5	14.0	2.25	0.0	
千葉大学	3,056.0	67.5	2.21	2.5	注5⑩
東京大学	9,454.5	224.0	2.37	0.0	
東京医科歯科大学	2,222.0	51.0	2.30	0.0	
東京外国語大学	317.5	10.0	3.15	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
東京学芸大学	776.0	18.0	2.32	0.0	
東京農工大学	607.5	14.0	2.30	0.0	
東京芸術大学	461.5	13.0	2.82	0.0	
東京工業大学	1,956.0	42.5	2.17	1.5	注5⑪
東京海洋大学	366.0	6.0	1.64	2.0	
お茶の水女子大学	388.0	13.0	3.35	0.0	
電気通信大学	460.0	13.0	2.83	0.0	
一橋大学	578.0	14.0	2.42	0.0	
横浜国立大学	888.0	25.0	2.82	0.0	
新潟大学	2,864.5	60.0	2.09	5.0	
長岡技術科学大学	327.0	8.0	2.45	0.0	
上越教育大学	241.5	4.0	1.66	1.0	注5⑫
富山大学	2,032.5	45.0	2.21	1.0	
金沢大学	2,588.0	65.0	2.51	0.0	
福井大学	1,821.5	41.0	2.25	0.0	
山梨大学	1,640.5	41.0	2.50	0.0	
信州大学	2,438.0	69.0	2.83	0.0	
岐阜大学	1,972.5	45.0	2.28	0.0	
静岡大学	1,022.0	23.5	2.30	0.0	
浜松医科大学	1,320.0	30.0	2.27	0.0	
名古屋大学	4,860.5	113.0	2.32	0.0	
愛知教育大学	472.0	11.0	2.33	0.0	
名古屋工業大学	505.5	12.5	2.47	0.0	
豊橋技術科学大学	345.0	8.0	2.32	0.0	
三重大学	2,160.0	49.0	2.27	0.0	
滋賀大学	333.0	8.0	2.40	0.0	
滋賀医科大学	1,391.0	28.0	2.01	3.0	注5⑬
京都大学	6,763.5	148.5	2.20	6.5	注5⑭
京都教育大学	322.0	7.0	2.17	0.0	
京都工芸繊維大学	414.5	11.0	2.65	0.0	
大阪大学	6,078.5	144.0	2.37	0.0	
大阪教育大学	570.5	17.0	2.98	0.0	
兵庫教育大学	259.0	6.0	2.32	0.0	
神戸大学	3,574.0	87.5	2.45	0.0	
奈良教育大学	213.5	6.0	2.81	0.0	
奈良女子大学	335.0	8.0	2.39	0.0	
和歌山大学	413.5	14.0	3.39	0.0	
鳥取大学	2,051.5	50.0	2.44	0.0	
島根大学	1,916.0	45.0	2.35	0.0	
岡山大学	3,390.0	75.0	2.21	2.0	注5⑮
広島大学	3,784.5	71.0	1.88	16.0	
山口大学	2,378.0	50.0	2.10	4.0	注5⑯
徳島大学	2,361.5	56.0	2.37	0.0	
鳴門教育大学	266.0	7.0	2.63	0.0	
香川大学	1,925.5	47.0	2.44	0.0	
愛媛大学	2,159.0	55.0	2.55	0.0	
高知大学	1,787.5	43.0	2.41	0.0	
福岡教育大学	343.5	11.0	3.20	0.0	
九州大学	5,729.5	127.0	2.22	4.0	
九州工業大学	553.5	17.0	3.07	0.0	
佐賀大学	1,876.5	47.0	2.50	0.0	
長崎大学	2,866.5	67.5	2.35	0.0	
熊本大学	2,135.0	47.0	2.20	2.0	
大分大学	1,716.5	24.0	1.40	15.0	
宮崎大学	2,019.0	42.0	2.08	4.0	
鹿児島大学	2,453.5	63.5	2.59	0.0	
鹿屋体育大学	126.5	5.0	3.95	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
琉球大学	2,135.0	50.0	2.34	0.0	
政策研究大学院大学	147.5	3.0	2.03	0.0	
総合研究大学院大学	74.5	0.0	0.00	1.0	注5⑰
北陸先端科学技術大学院大学	201.0	7.0	3.48	0.0	
奈良先端技術大学院大学	396.0	10.0	2.53	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	1,001.5	24.0	2.40	0.0	
自然科学研究機構	1,088.5	25.0	2.30	0.0	
情報・システム研究機構	752.0	18.0	2.39	0.0	
人間文化研究機構	592.5	10.0	1.69	3.0	
日本司法支援センター	1,169.0	25.0	2.14	1.0	注5⑱
日本私立学校振興・共済事業団	1,576.5	36.0	2.28	0.0	
沖縄振興開発金融公庫	239.0	6.0	2.51	0.0	
株式会社　国際協力銀行	588.0	14.0	2.38	0.0	
株式会社　日本政策金融公庫	7,954.5	196.5	2.47	0.0	
株式会社　日本貿易保険	151.5	3.0	1.98	0.0	
沖縄科学技術大学院大学学園	534.5	16.0	2.99	0.0	
日本年金機構	21,762.5	591.0	2.72	0.0	
全国健康保険協会	5,152.5	147.0	2.85	0.0	

注 1　①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3　④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
　したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4　これらの法人においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

5 ①　医薬基盤・健康・栄養研究所においては、12月1日現在において、障害者の数7.0人、実雇用率2.04%、不足数0.0人となっている。

②　国立国際医療研究センターにおいては、8月1日現在において、障害者の数45.0人、実雇用率2.36%、不足数0.0人となっている。

③　量子科学技術研究開発機構においては、11月1日現在において、障害者の数32.5人、実雇用率2.45%、不足数0.0人となっている。

④　国立特別支援教育総合研究所においては、9月1日現在において、障害者の数2.0人、実雇用率2.26%、不足数0.0人となっている。

⑤　住宅金融支援機構においては、11月1日現在において、障害者の数24.0人、実雇用率2.46%、不足数0.0人となっている。

⑥　統計センターにおいては、12月1日現在において、障害者の数17.5人、実雇用率2.24%、不足数0.0人となっている。

⑦　日本貿易振興機構においては、9月1日現在において、障害者の数30.5人、実雇用率2.34%、不足数0.0人となっている。

⑧　福祉医療機構においては、7月1日現在において、障害者の数6.0人、実雇用率2.10%、不足数0.0人となっている。

⑨　北海道大学においては、12月1日現在において、障害者の数118.0人、実雇用率2.34%、不足数0.0人となっている。

⑩　千葉大学においては、11月1日現在において、障害者の数70.5人、実雇用率2.31%、不足数0.0人となっている。

⑪　東京工業大学においては、10月1日現在において、障害者の数45.0人、実雇用率2.28%、不足数0.0人となっている。

⑫　上越教育大学においては、11月10日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率2.07%、不足数0.0人となっている。

⑬　滋賀医科大学においては、11月1日現在において、障害者の数32.0人、実雇用率2.30%、不足数0.0人となっている。

⑭　京都大学においては、9月16日現在において、障害者の数157.5人、実雇用率2.34%、不足数0.0人となっている。

⑮　岡山大学においては、11月1日現在において、障害者の数79.5人、実雇用率2.36%、不足数0.0人となっている。

⑯　山口大学においては、10月1日現在において、障害者の数55.0人、実雇用率2.31%、不足数0.0人となっている。

⑰　総合研究大学院大学においては、10月1日現在において、障害者の数1.0人、実雇用率1.34%、不足数0.0人となっている。

⑱　日本司法支援センターにおいては、11月1日現在において、障害者の数26.0人、実雇用率2.29%、不足数0.0人となっている。

6　法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

参考資料２

１．精神障害者である短時間労働者に関するカウント方法

精神障害者である短時間労働者であって、新規雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者に係る雇用率のカウントにおいて、平成35年３月31日までに雇い入れられた者等については、１人をもって１人とみなすこととする。（現行は１人をもって0.5人とみなしている。）

＜留意事項＞

- 退職後3年以内に、同じ事業主（※）に再雇用された場合は、特例の対象とはしない。
  ※　子会社特例、関係会社特例、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている事業主の場合は、これらの特例の適用を受けている、当該事業主以外の事業主を含む。
- 発達障害により知的障害があると判定されていた者が、その発達障害により精神障害者保健福祉手帳を取得した場合は、判定の日を、精神保健福祉手帳取得の日とみなす。

２．平成25年改正法に伴う規定の整備

平成25年改正により精神障害者の雇用が義務化されたことに伴い、精神障害者に関する特例を定めた規定の削除や、「対象障害者」という定義への転換等、所要の規定の整備を行う。

３．施行期日

平成30年4月1日